



Kamitonda Town

上富田町

令和8年3月

*Waku
Smile
Plan*



第3次上富田町 -わくわく×スマイルプラン-

男女共同参画基本計画

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制と経過	3
第2章	上富田町の現状及び課題	4
1	近年の男女共同参画の動き	4
2	統計資料等からみる現状と課題	6
3	住民アンケート調査結果からみる現状と課題	9
4	事業者アンケート調査結果からみる現状と課題	27
5	上富田町の男女共同参画を推進する上での課題	31
第3章	計画の基本的な考え方	33
1	基本理念	33
2	基本目標	33
3	施策体系	34
第4章	計画の内容	35
1	基本目標1 男女共同参画の意識づくり	35
2	基本目標2 自分らしく働ける環境づくり 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	38
3	基本目標3 安心・安全の社会づくり 【配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画】 【困難女性支援法に基づく市町村基本計画】	41
4	基本目標4 誰もが活躍できるまちづくり	48
第5章	推進体制	52
1	庁内推進体制の整備	52
2	住民、関係団体、企業等との連携確立	52
3	国・県等関係機関との連携	52
4	計画の進行管理	52
資料編		54

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。以来、社会の変化に応じて改定を重ねながら、男女がともに輝き、活躍できる社会づくりが進められています。法制度の整備や意識改革の取組が進展し、家庭、職場、地域社会など幅広い場面で男女が平等に参画できる環境が整いつつありますが、依然として「男は仕事、女は家事・育児・介護」といった固定的な性別役割分担意識や、女性の社会参画・経済的自立、男性の家庭参画の遅れなど、改善すべき課題が残されています。国際的に見ても、男女共同参画の実現にはさらなる努力が求められています。

上富田町（以下、「本町」という）においても、少子高齢化や人口減少、経済の成熟化、国際化・情報化の進展など、社会環境の大きな変化に直面しています。人々の価値観やライフスタイル、家族形態は多様化し、住民一人ひとりが自らの力を発揮し、挑戦し、協働することが求められる時代となっています。こうした状況を踏まえ、本町では「花咲く明日につながる口熊野 かみとんだ ～自立、挑戦、協働のまちづくり～」を将来像に掲げ、総合計画においても、働きやすさや暮らしやすさを重視し、男女がともに活躍できる環境づくりを重点的に進めてきました。

令和3年に策定した「第2次上富田町男女共同参画基本計画」では、男女が互いに尊重し合い、誰もが希望を持って暮らせる地域社会の実現を目指し、施策を進めてきましたが、策定から5年の中間点を迎え、これまでの成果と課題を踏まえつつ、次のステージへと歩みを進めるため、新たに「第3次上富田町男女共同参画基本計画」を策定します。

本計画は、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず一人ひとりが自分らしく生き、心豊かに生活できる社会の実現を目指すものです。町民が対等な社会の構成員として参画し、世代を超えて安心と希望を持てるまちを築くため、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」として定められるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含・一体化するものです。

国の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定、令和5年12月一部変更）及び和歌山県の「和歌山県男女共同参画基本計画（第5次）」（令和4年度～令和8年度）を踏まえ、さらに本町の「第5次上富田町総合計画」（令和3年度～令和12年度）との整合を図りながら、男女共同参画を総合的・計画的に推進します。

本計画は、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず一人ひとりが自らの力を発揮し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものです。町民が互いに尊重し合い、世代を超えて希望を持てる「花咲く明日につながる口熊野 かみとんだ ～自立、挑戦、協働のまちづくり～」の将来像のもと、国・県の方針と連動しつつ、地域の実情に即した施策を展開します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。計画期間の前半（令和8～令和12年度）を前期、後半（令和13～令和17年度）を後期とし、計画の中間点にあたる令和12年度に必要な応じて中間見直しを実施します。計画期間終了後には、社会情勢や施策の進捗を踏まえ、次期計画の策定に向けた見直しを行います。

年度	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
第3次上富田町男女共同参画基本計画	前期（令和8年～令和12年）					後期（令和13年～令和17年）				
第5次上富田町総合計画	→					→				
						中間見直し (令和12年度)				
第6次和歌山県男女共同参画基本計画	令和9年～令和13年									

4. 計画の策定体制と経過

(1) 住民アンケート調査の実施

計画策定にともない、基礎資料を得るため、住民アンケート調査および事業者アンケート調査を令和7年8月から9月にかけて実施しました。住民アンケートでは、18歳以上の町民の皆様から、男女共同参画に対する考え方や意識、職場や暮らしの場での現状・実態について把握しました（回収率33.6%）。

あわせて、町内事業者を対象とした事業者アンケートを実施し、働きやすい職場づくりや男女共同参画の取組状況等についてお伺いしました。事業者アンケートは、町内14社を対象に、事業所訪問による調査票の配付・郵送回収方式で行いました（回収率85.7%）。

これらの調査結果からみえる課題をもとに、今後の施策を検討し、計画を策定しました。

(2) 上富田町男女共生町づくり推進委員会での検討

男女共生の視点から町の実情に合った施策を議論するため、住民代表や有識者等で構成する委員会を3回開催し、現状と課題、住民（事業者）アンケート、計画骨子案・計画案などについて検討しました。

第2章 上富田町の現状及び課題

1 近年の男女共同参画の動き

(1) 国の動き

我が国では、昭和50年の国連「国際女性年」を契機に、婦人問題企画推進本部の設置や「国内行動計画」の策定が進められました。その後、「女子差別撤廃条約」の批准（昭和60年）や「男女雇用機会均等法」の施行（昭和61年）などにより、男女共同参画に関する制度整備が進展しました。平成11年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定され、国の政策の基本方向が明確化されました。

さらに、育児・介護休業法の改正による仕事と家庭の両立支援や、ストーカー規制法、DV防止法の制定・改正による女性に対する暴力の防止、平成27年の「女性活躍推進法」による雇用分野での女性活躍の促進など、社会情勢に応じた取組が進められてきました。令和6年には「困難女性支援法」が施行され、困難を抱える女性への支援体制が強化されています。

国際的には、令和元年のG20大阪サミットで採択された「大阪首脳宣言」において、男女平等と女性のエンパワーメントの重要性が再確認されました。これを踏まえ、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、女性の登用促進やテレワークの推進、賃金格差の是正などが進められています。令和5年には同計画のフォローアップが行われ、女性活躍や働き方改革に関する成果目標が示されました。

現在は、令和7年度策定予定の「第6次男女共同参画基本計画」に向けた検討が進められており、旧姓使用や選択的夫婦別姓、地域における女性活躍と地方創生の連携などが議論されています。また、「女性版骨太の方針2025」では、意思決定分野への女性参画の拡大や賃金格差の是正、困難女性支援の充実などが重点課題とされています。

用語解説

男女共同参画社会基本法：平成11年6月23日法律第78号。男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。

女性活躍推進法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために制定された法律。

困難女性支援法：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）。女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により困難な問題を抱えるに至った女性の福祉増進を図るため、支援に関する必要な事項を定めた法律。

エンパワーメント：自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

一方、世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本は教育・健康分野では高い評価を得ているものの、政治・経済分野の格差が大きく、順位は依然として低位にあります。この改善は国の重要課題とされており、地方自治体にも国の方針と連動しつつ、地域の実情に応じた男女共同参画の推進が求められています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）の国際順位

[令和7年6月12日発表]

分野	日本の順位	スコア	主な内容
政治	113位	0.085	女性の政治参加への評価が極めて低い
経済	120位	0.613	就業・管理職・賃金格差などで遅れ
教育	72位	0.994	識字率・初等教育・大学教育で男女平等の度合い高い
健康	58位	0.973	健康面では男女はほぼ平等
総合	118位/148か国	0.666	

(2) 和歌山県の動き

和歌山県では、昭和52年に青少年局育成課内に女性行政担当窓口を設置し、男女共同参画に関する施策への取組を開始しました。翌年には、庁内関係課室で構成する「婦人問題連絡会議」と、有識者による「婦人問題企画推進会議」を設置し、施策の検討体制を整備しました。さらに、昭和57年には「和歌山県婦人施策の指標」を定め、関係機関や県民からの意見を反映させながら、女性施策の体系的な推進を図ってきました。

平成10年には、女性問題の解消と男女共生社会の実現をめざす県民の活動・交流の拠点として「県女性センター」を設置しました。その後、同センターは「県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”」に改称され、現在では、研修、相談、情報提供、交流支援などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた中核的な施設として機能しています。

平成14年には、「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、県、県民および事業者の役割と責務を明確化しました。平成15年には、最初の「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、以後、社会情勢の変化や課題に対応しながら計画の改定を重ね、総合的かつ計画的な施策の推進を行っています。

現在は、「和歌山県男女共同参画基本計画〈第5次〉」（令和4年度～令和8年度）に基づき、固定的な性別役割分担意識の是正、政策・方針決定過程への女性参画の拡大、多様で柔軟な働き方の推進、女性に対する暴力の防止および被害者支援体制の強化などを重点課題として取り組んでいます。

また、県内企業や団体が参画する取組として、令和7年11月4日に「女性活躍企業同盟」から改組された「わかやまジェンダー平等プロジェクト」を通じた企業の取組の広がりや、市町村との連携強化、困難な問題を抱える女性への支援体制の充実なども進められており、和歌山県全体として男女共同参画の取組が着実に前進していることが年次報告等により示されています。

用語解説

ジェンダー・ギャップ指数：各国の男女格差を経済・教育・健康・政治の4分野で指数（スコア）化したもので、数値が1に近づくほど男女平等に近い。

2 統計資料等からみる現状と課題

(1) 人口の状況

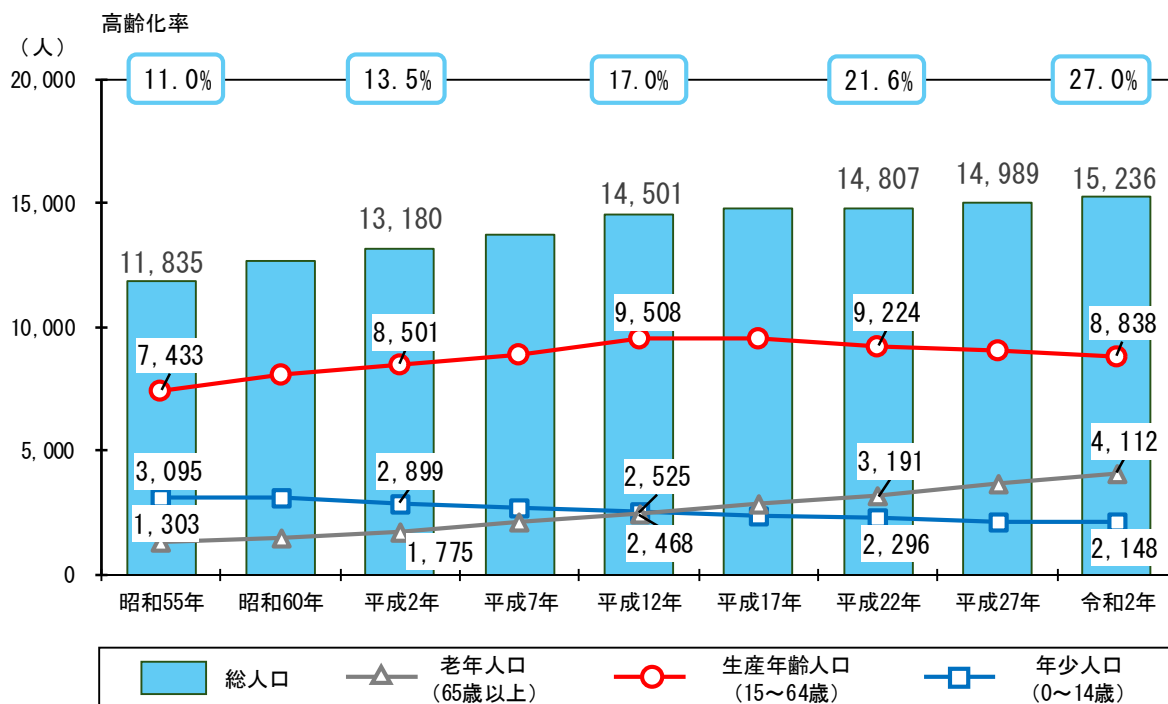
① 総人口及び年齢3区分別の人口推移

○直近10年間の人口推移は微増傾向

国勢調査によると昭和後期（昭和55年頃）以降、本町の人口は増加傾向を示し、平成12年に14,501人、平成22年に14,807人、平成27年に14,989人、令和2年には15,236人と過去最多を記録しました。全国的に人口減少が進む中で、本町の人口は安定的に推移しており、特に平成27年から令和2年にかけては微増を示しています。背景として、生活環境や子育て支援等の取組が、定住人口の維持に寄与している可能性が考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、今後は出生数の減少と高齢化の進行により人口は減少に転じ、令和27年には約1万2千人台まで減少すると予測されています。高齢化率も上昇し、本町の人口構造は大きく変化すると見込まれています。

[総人口及び年齢3区分別の人口推移（上富田町）]



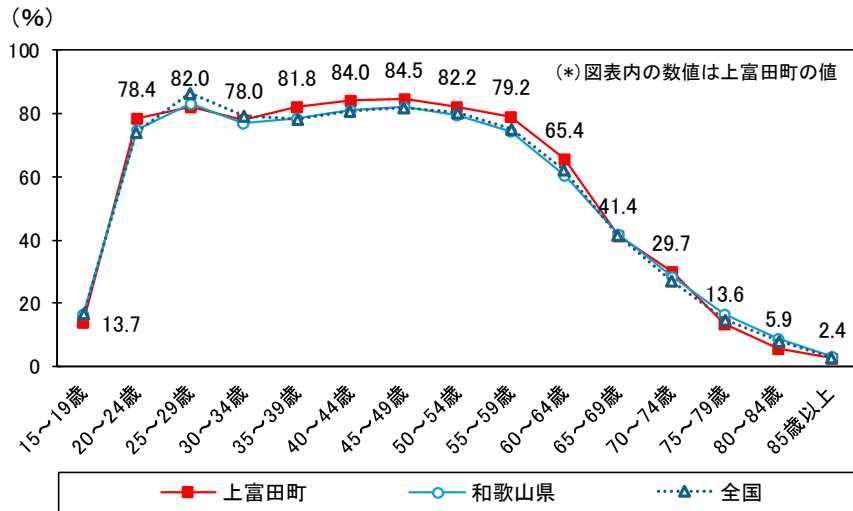
(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年12月)

(2) 就業の状況

○上富田町における女性の労働力率は高い

20～24歳、30～64歳までの年齢階層で、本町は和歌山県や全国よりも高い労働力率^(注)となっています。

[女性の年齢階層別労働力率]

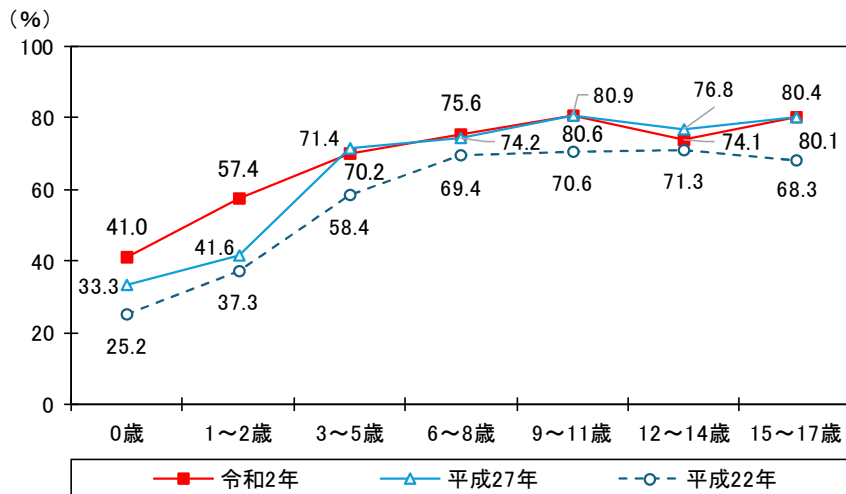


(注) 労働力率とは15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口は就業者数と完全失業者の合計。
(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○子育て世帯における共働き率が大きく上昇

子育て世帯における共働き率を平成22年と令和2年で比較した場合、大きく上昇しています。最年少の子どもの年齢が0歳の家庭においても、共働き率^(注)は41.0%となっており、平成22年の25.2%からは15.8ポイント上昇しています。

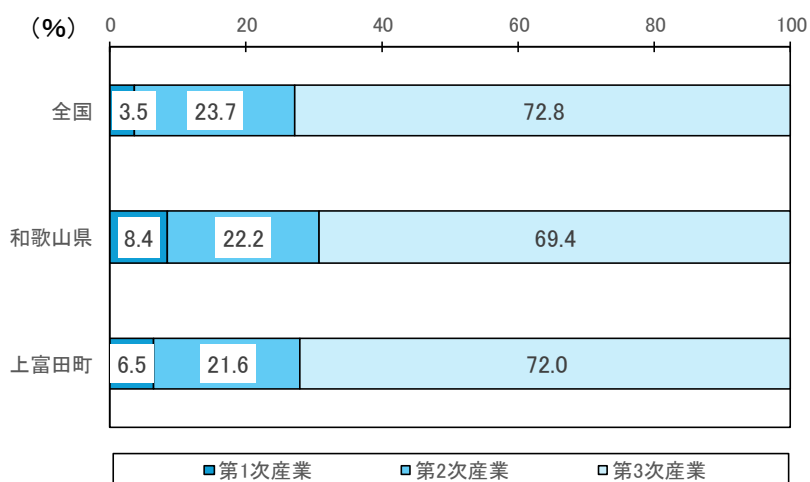
[子育て世帯における共働き率(最年少の子どもの年齢別、上富田町)]



(注) 夫婦と子どもからなる世帯のうち、夫・妻ともに就業者である世帯の割合を共働き率としている。
(資料) 総務省「国勢調査」(令和2年)

○上富田町では第3次産業の就業者が多数を占める

本町は、和歌山県と比べて第3次産業の就業者割合（72.0%）が高く、全国平均とほぼ同水準です。一方、第2次産業の就業者割合は相対的に低くなっています。



(3) 行政・政治分野等における男女共同参画の状況

○審議会委員に占める女性の割合は県平均・全国平均より低い

審議会委員に占める女性の割合は21.2%であり、県平均(27.2%)、全国平均(30.4%)を下回っています。

○育児休業を取得した男性公務員は0人(※)

令和5年度における男性公務員の育児休業取得率は0.0%で、県平均(30.9%)、全国平均(53.4%)を大きく下回っています。

※ 本町は対象男性職員が少ないため、年度ごとの取得率の変動が大きくなっています。

[参考] 男性公務員育児休業取得率（令和4年度 100%、令和6年度 50%）

[市区町村女性参画状況見える化マップで見る上富田町の現状]

(各項目の最上段の単位：%)

	上富田町	【和歌山県】 市町村平均	【全国】 市区町村平均
自治会長に占める女性の割合	9.2 (9人/98人)	9.0	8.0
審議会委員に占める女性の割合	21.2 (41人/193人)	27.2	30.4
防災会議委員に占める女性の割合	17.6 (3人/17人)	10.3	13.9
議員に占める女性の割合	25.0 (3人/12人)	14.1	20.3
公務員管理職に占める女性の割合	36.4 (4人/11人)	19.2	18.6
男性公務員の育児休業取得率	0.0 (0人/4人)	30.9	53.4

(注1) 表中の「-」は、当該項目について公表値がないことを示している。

(注2) 「男性公務員の育児休業取得率」は令和5年度実績である。

(資料) 内閣府ウェブサイト内「市区町村女性参画状況見える化マップ」(令和6年度)

3. 住民アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、男女共同参画に関して町民の皆様がどのように感じているか、意識や生活について、その実態を把握するために、18歳以上の町民の皆様を対象にアンケート調査を実施し、幅広い意見の聴取及び調査結果の分析を行いました。

① 調査設計

調査地域 : 上富田町全域

調査対象者 : 上富田町在住（住民登録のある方）の18歳以上2,000人を無作為抽出

調査方法 : 郵送配付・郵送回収（一部Web回答あり）

調査期間 : 令和7年8月12日（火）～令和7年9月8日（月）

② 回収結果

配付数 : 2,000件

回収数 : 672件（うち209件はWeb回答）

回収率 : 33.6%（=回収数 / 配付数）

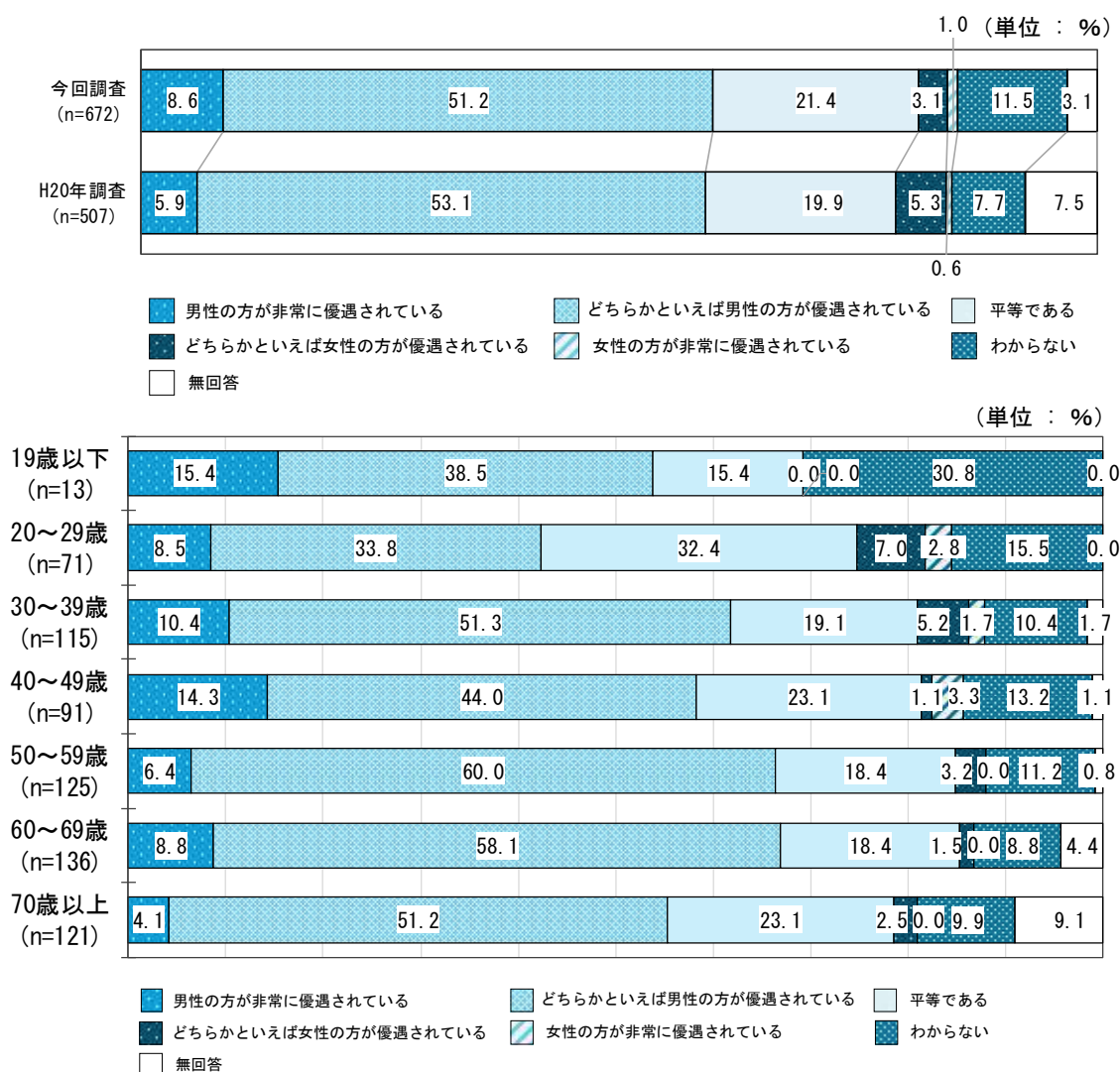
(2) 主な調査結果

ここでは、男女共同参画推進に関する課題提起につながる調査項目を抜粋し、その結果を掲載しています。

① 社会全体における男女平等感 [男女平等・役割分担意識 (問1-⑧)]

今回調査の男女平等意識調査の社会全体における男女の平等感では、「どちらかといえば男性が優遇されている」が最も高く、51.2%と半数を超えています。また、「平等である」が21.4%、「わからない」が11.5%と続いています。前回調査と比較すると、「男性の方が非常に優遇されている」が2.7ポイント増加し、「どちらかといえば女性が優遇されている」が2.2ポイント減少しています。

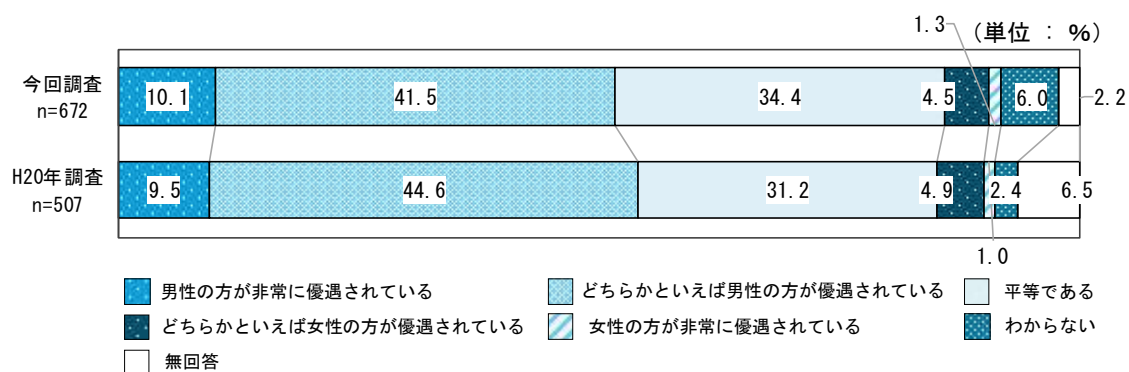
年代別では、全世代で「どちらかといえば男性が優遇されている」が高く、29歳以下、40～49歳を除く年代では半数を超えています。



② 家庭生活における男女平等感 [男女平等・役割分担意識 (問 1-①)]

今回調査の家庭生活における男女の平等感では、「どちらかといえば男性が優遇されている」が41.5%と最も高くなっています。また、「平等である」が34.4%、「男性の方が非常に優遇されている」が10.1%と続いています。

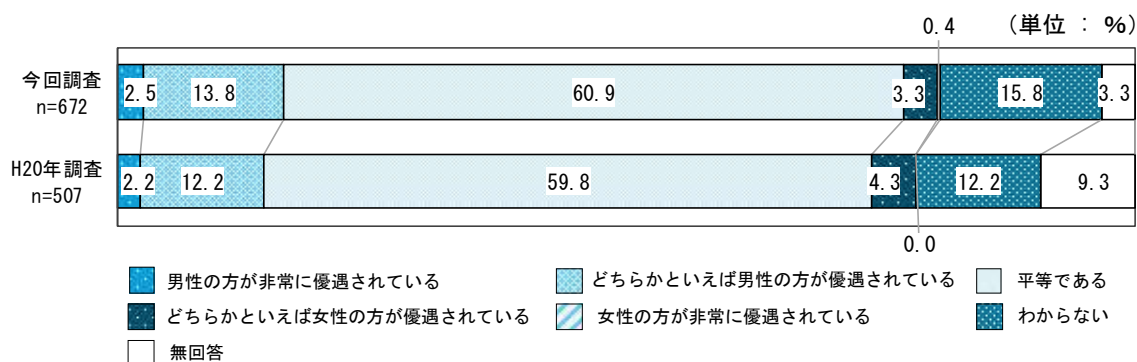
前回調査と比較すると、「平等である」が3.2ポイント増加し、「どちらかといえば男性が優遇されている」が3.1ポイント減少しています。



③ 学校教育の場における男女平等感 [男女平等・役割分担意識 (問 1-⑦)]

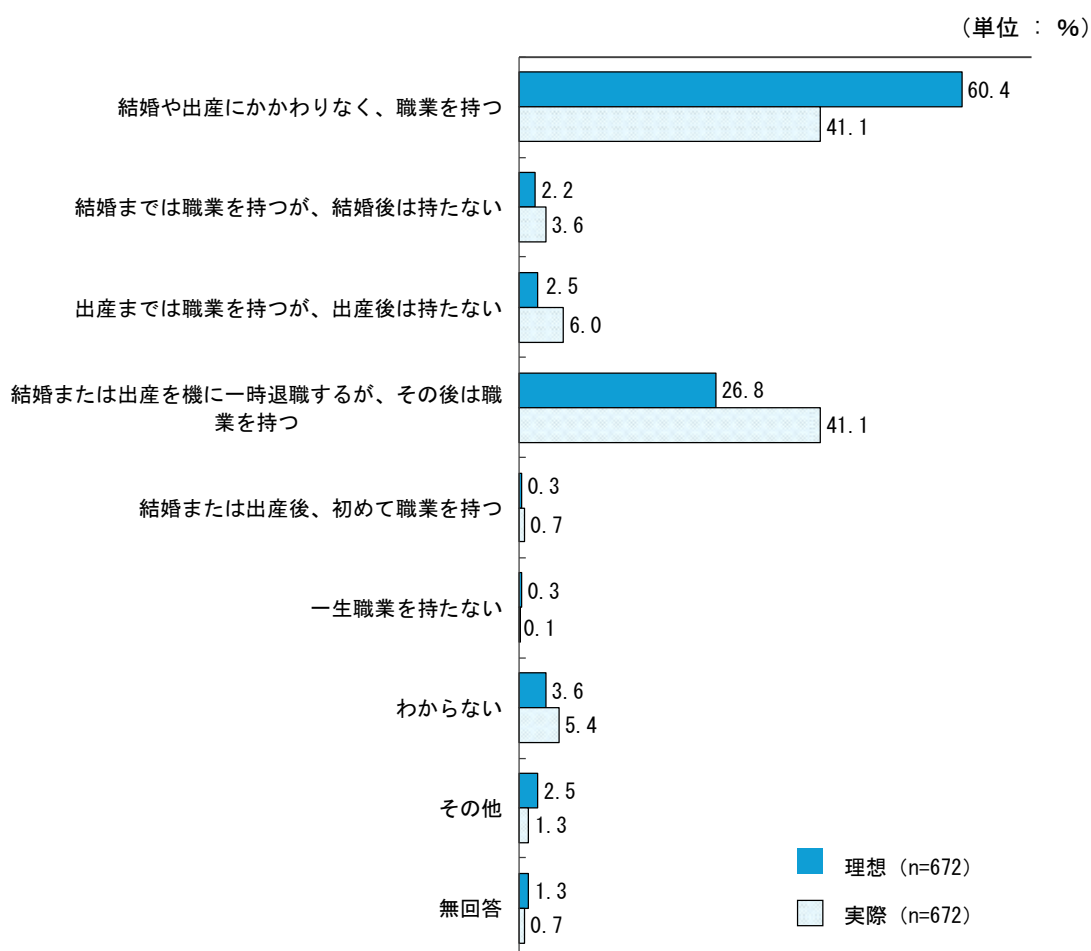
今回調査の学校教育の場における男女の平等感では、「平等である」が最も高く、60.9%と6割を超えています。また、「わからない」が15.8%、「どちらかといえば男性が優遇されている」が13.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「どちらかといえば男性が優遇されている」が1.6ポイント、「平等である」が1.1ポイント増加しています。



④ 女性の生き方における「理想」と「現実」〔就労・働き方（問7-1、7-2）〕

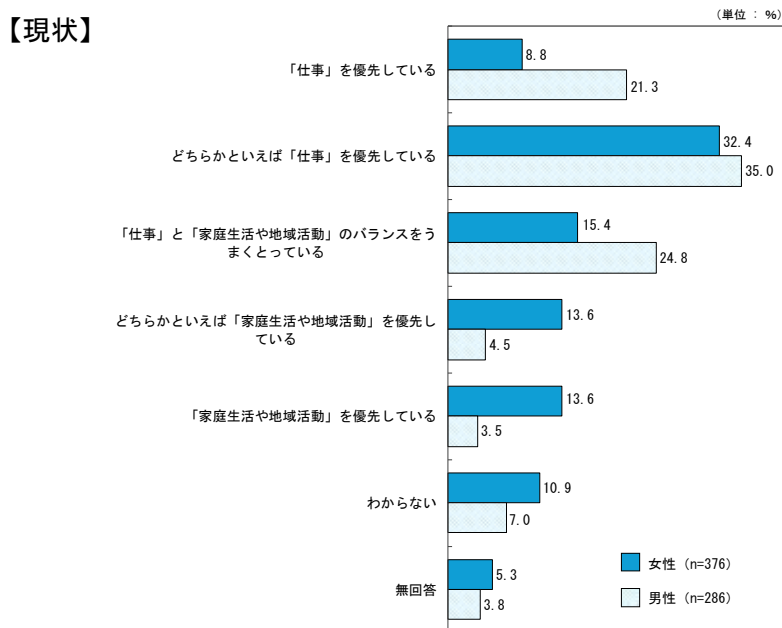
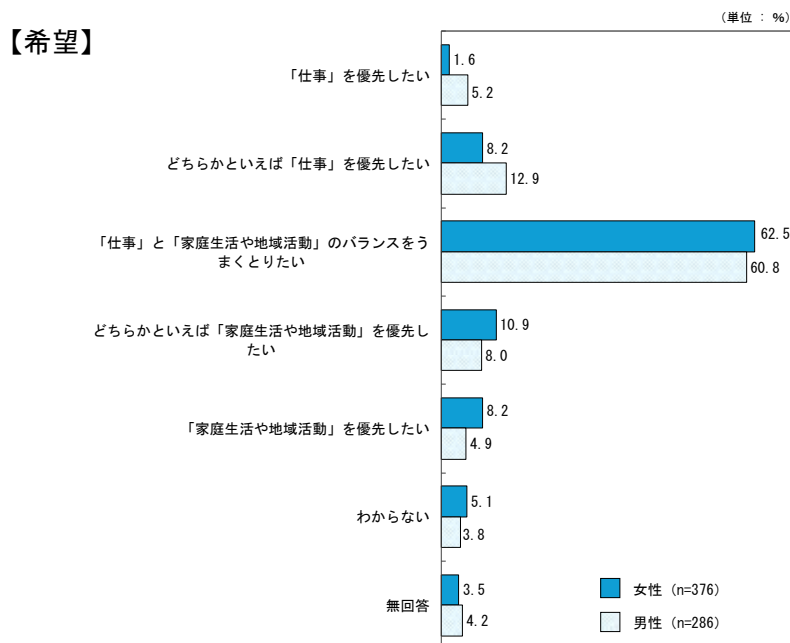
就職・結婚・出産を中心とした女性の生き方について、「理想に近い生き方」と「現実の生き方（または今後そうなりそうな生き方）」を比較すると、最も差が大きいのは「結婚や出産にかかわらず、職業を持つ」で、理想と現実の差は19.3ポイントとなっています。次いで理想と現実の差が大きいのは、「結婚または出産を機に一時退職するが、その後は再び職業を持つ」で、差は14.3ポイントとなっています。



⑤ 仕事と家庭生活・地域活動の優先度（希望と現状）〔就労・働き方（問15、16）〕

ワーク・ライフ・バランスについて、希望では「仕事」と「家庭生活や地域活動」のバランスをうまくとりたい」（女性は62.5%、男性は60.8%）と考えているが、現状では「どちらかといえば「仕事」を優先している」（女性は32.4%、男性は35.0%）となっています。

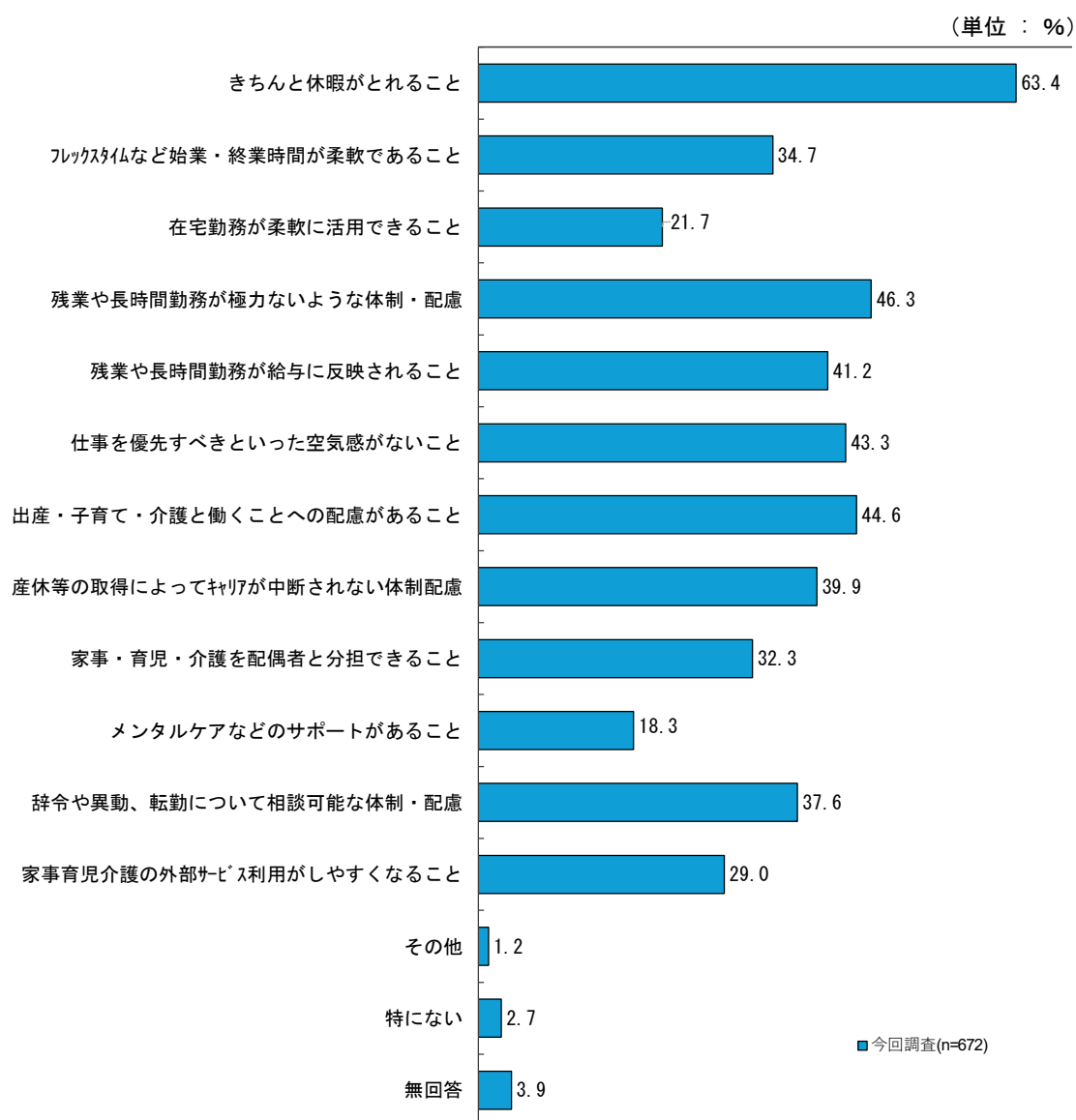
また、「仕事」を優先している」とする現状の割合は、男性が女性より12.5ポイント高く、男女差が最も大きく表れている項目です。



⑥ 管理職として働きたい条件・働けそうな要素〔男女平等・役割分担意識（問12）〕

仕事において、管理職として働きたい条件・働けそうな要素については、「きちんと休暇がとれること」が63.4%と最も高くなっています。

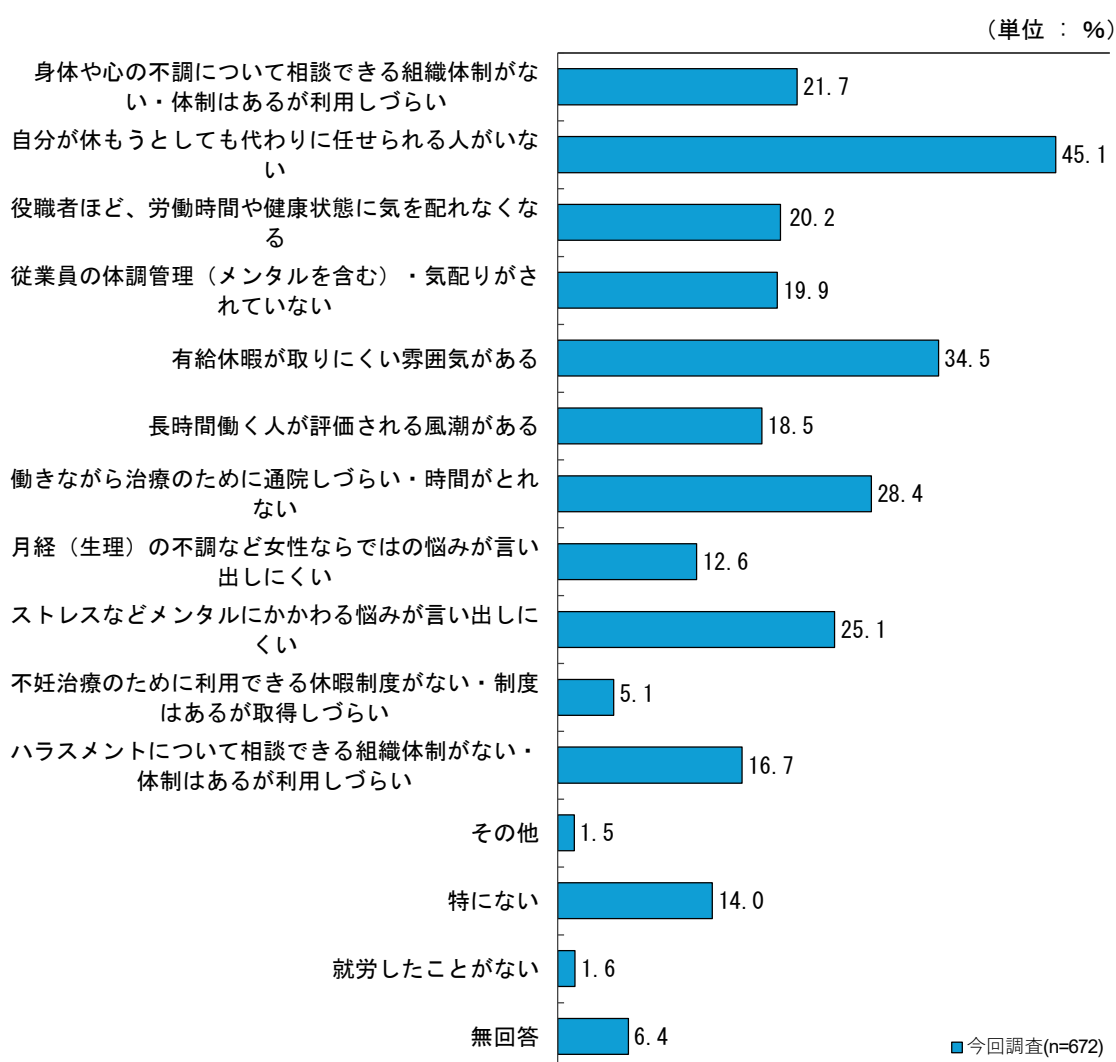
また、「残業や長時間勤務が極力ないような体制・配慮」が46.3%、「出産・子育て・介護と働くことへの配慮があること」が44.6%と続いています。



⑦ 働く上での心身不調・健康上の困りごと [男女平等・役割分担意識 (問13)]

過去から現在を含めて、働くうえでの身体や心の不調、健康上の困りごとについては、「自分が休もうとしても代わりに任せられる人がいない」が45.1%と最も高くなっています。

また、「有給休暇が取りにくい雰囲気がある」が34.5%、「働きながら治療のために通院しづらい・時間がとれない」が28.4%と続いています。

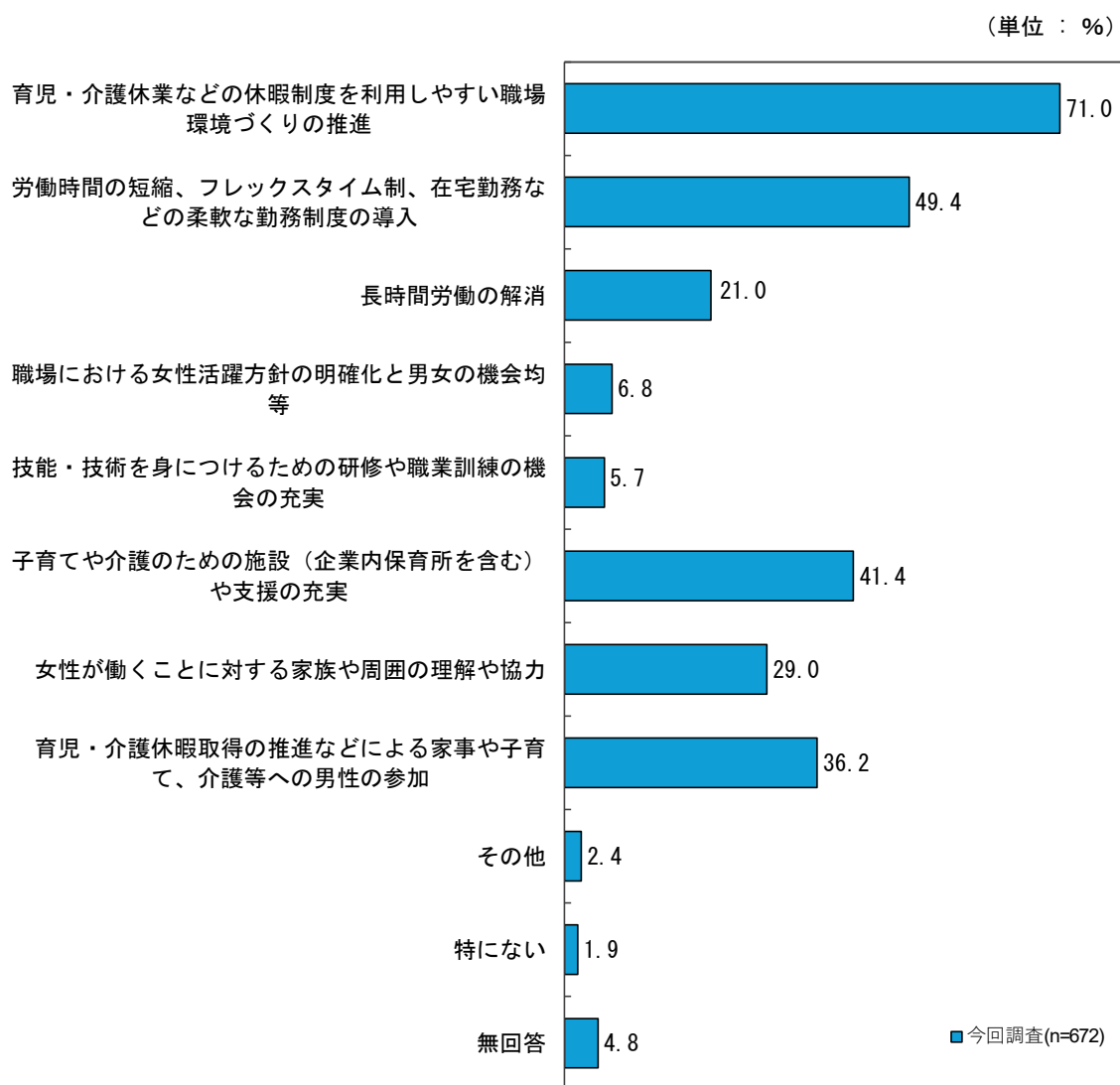


⑧ 女性が結婚後、出産後も継続的に就労するために必要なこと。

[男女平等・役割分担意識（問10）]

女性が結婚後、出産後も継続的に就労するために必要なことについては、「育児・介護休業などの休暇制度を利用しやすい職場環境づくりの推進」が71.0%と最も高くなっています。

また、「労働時間の短縮、フレックスタイム制、在宅勤務などの柔軟な勤務制度の導入」が49.4%、「子育てや介護のための施設（企業内保育所を含む）や支援の充実」が41.4%と続いています。

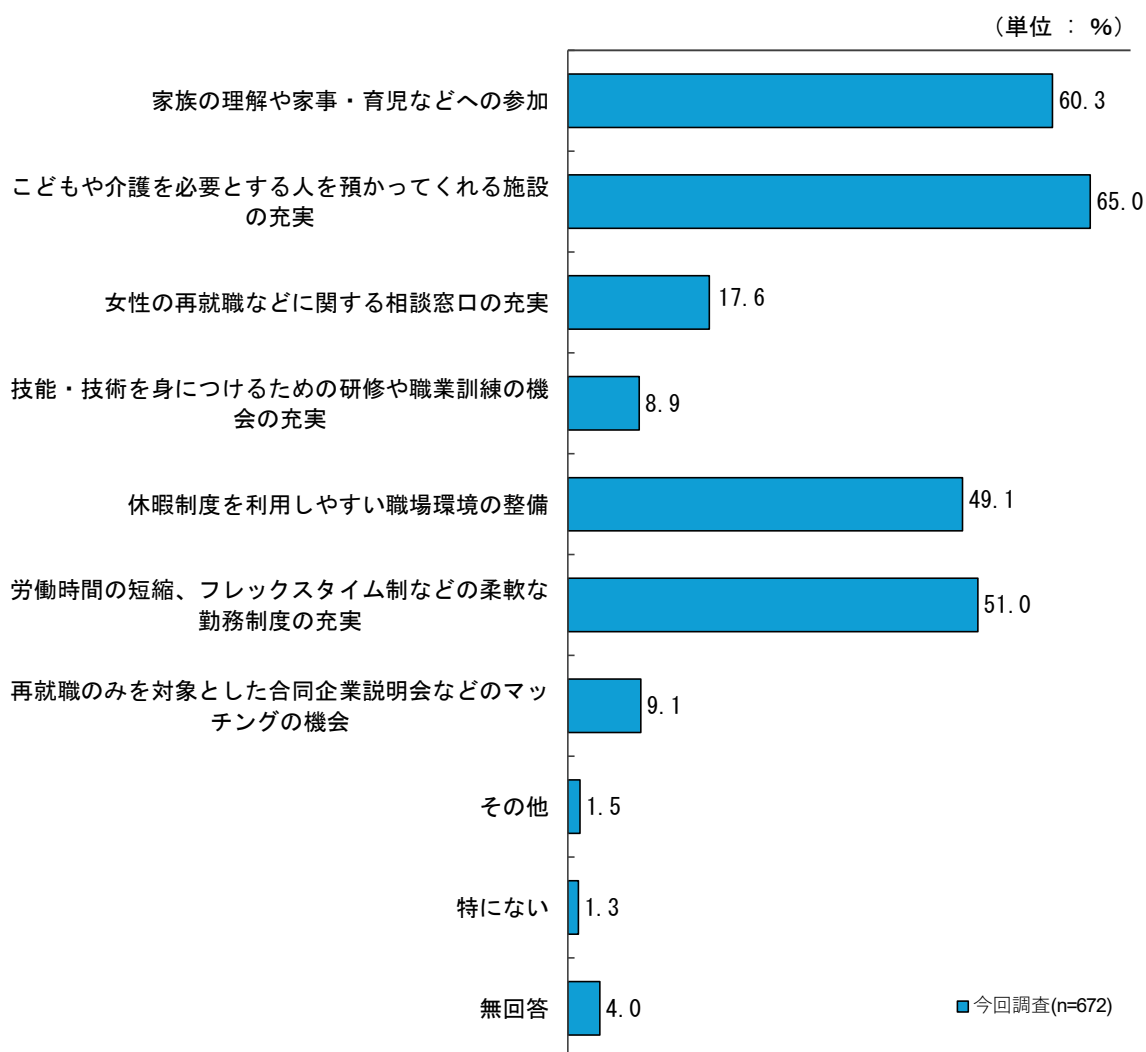


⑨ 結婚や出産のために退職した女性が、再就職するために必要なこと。

[男女平等・役割分担意識（問11）]

結婚や出産のために退職した女性が、再就職するために必要なことについては、「子どもや介護を必要とする人を預かってくれる施設の充実」が65.0%と最も高くなっています。

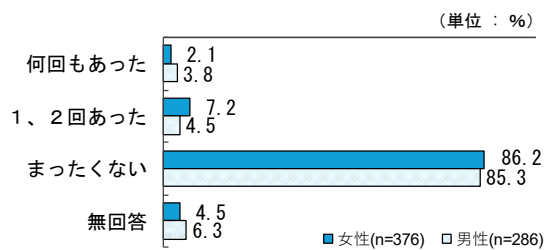
また、「家族の理解や家事・育児などへの参加」が60.3%、「労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の充実」が51.0%と続いています。



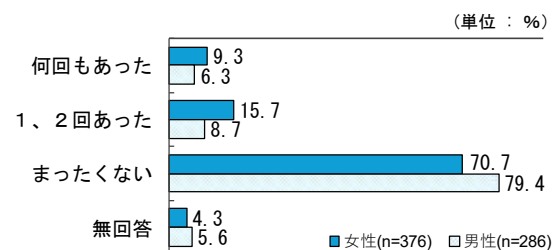
⑩ 配偶者・パートナーや恋人からの暴力の有無 [セクハラ・DV (問 21)]

配偶者・パートナーや恋人からの暴力の有無について、「何回もあった」「1、2回あった」を合わせた数値を見ると「言葉による暴力やいやがらせ、無視するなどの精神的暴力」が女性 25.0%、男性 15.0%と最も高くなっています。

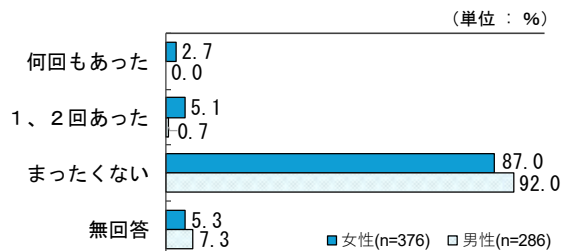
○ なくる、けるなどの身体的暴力



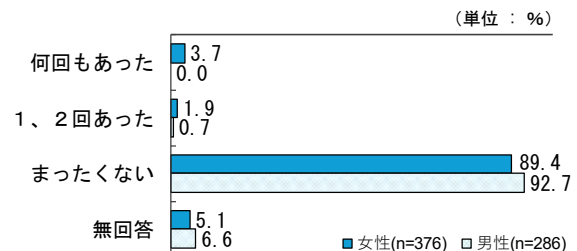
○ 言葉による暴力やいやがらせ、無視するなどの精神的暴力



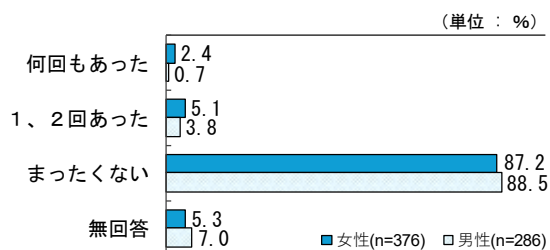
○ 性行為の強要などの性的暴力



○ 生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じるなどの経済的暴力

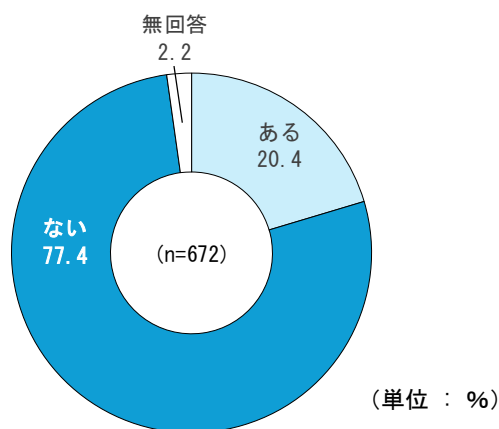


○ 実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限する社会的暴力



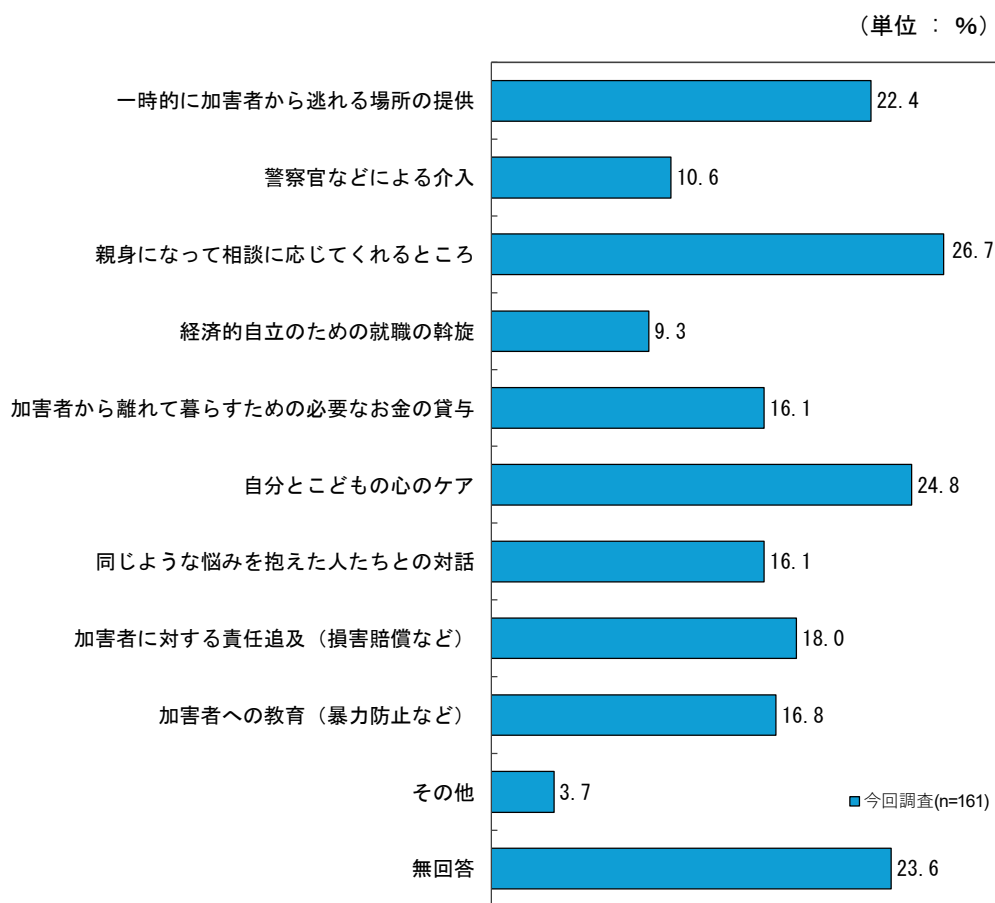
⑪ セクシュアル・ハラスメント [セクハラ・DV (問 20)]

セクシュアル・ハラスメント被害の有無について、「ある」が 20.4%となっています。



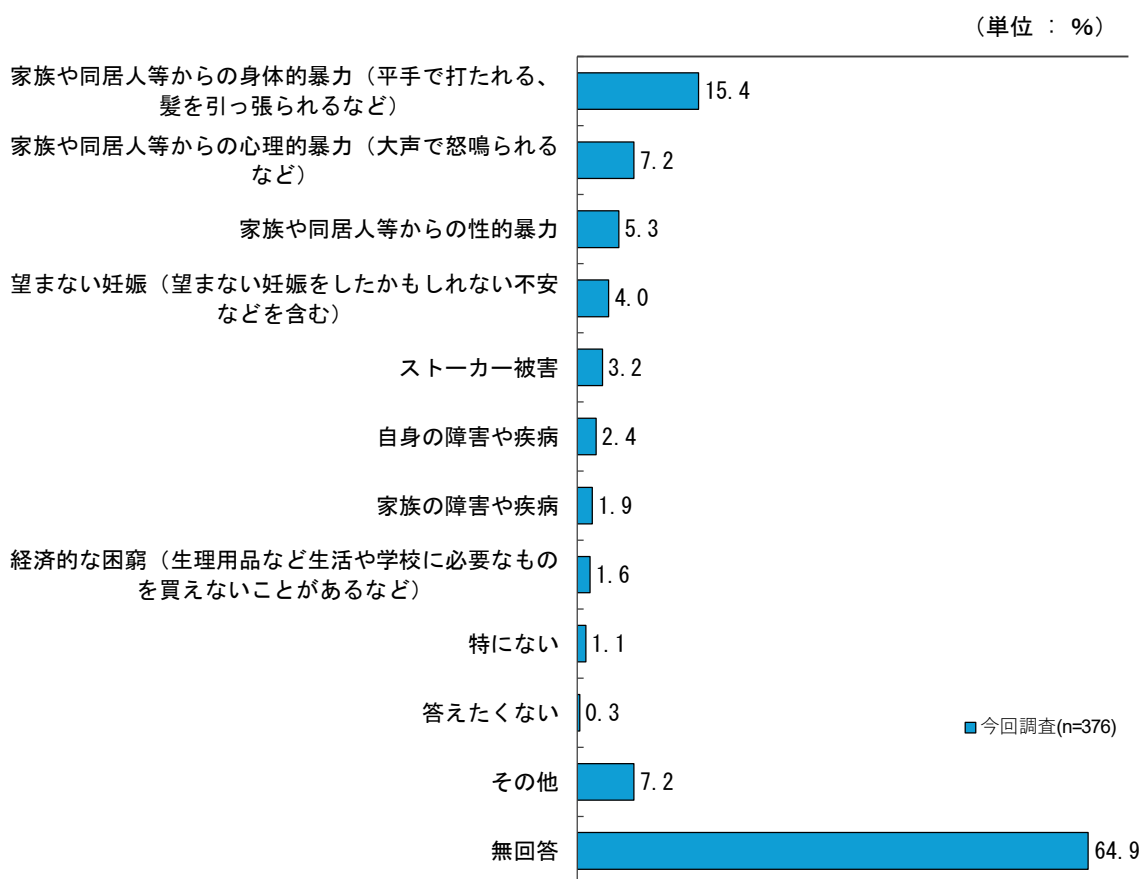
⑫ 配偶者・パートナーからの暴力時に求める助け [セクハラ・DV (問 24)]

あなたは、配偶者・パートナーや恋人から暴力を受けたとき、どのような助けがほしいかについては、「親身になって相談に応じてくれるところ」が 26.7%と最も高くなっています。また、「自分とこどもの心のケア」が 24.8%、「一時的に加害者から逃れる場所の提供」が 22.4%と続いています。



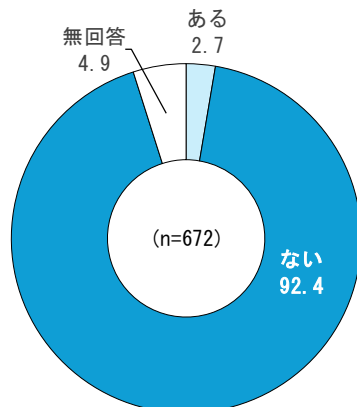
⑬ 日常生活や社会生活における悩み・困難の経験 [セハラ・DV (問 26)、女性のみ回答]

性的被害・家庭環境・地域との関係など、日常生活や社会生活における悩みや困りごとを抱えた経験について、「家族や同居人等からの身体的暴力（平手で打たれる、髪を引っ張られるなど）」が 15.4%と最も高くなっています。



⑭ 自身の性のあり方に関する悩み〔性的マイノリティ（問 28）〕

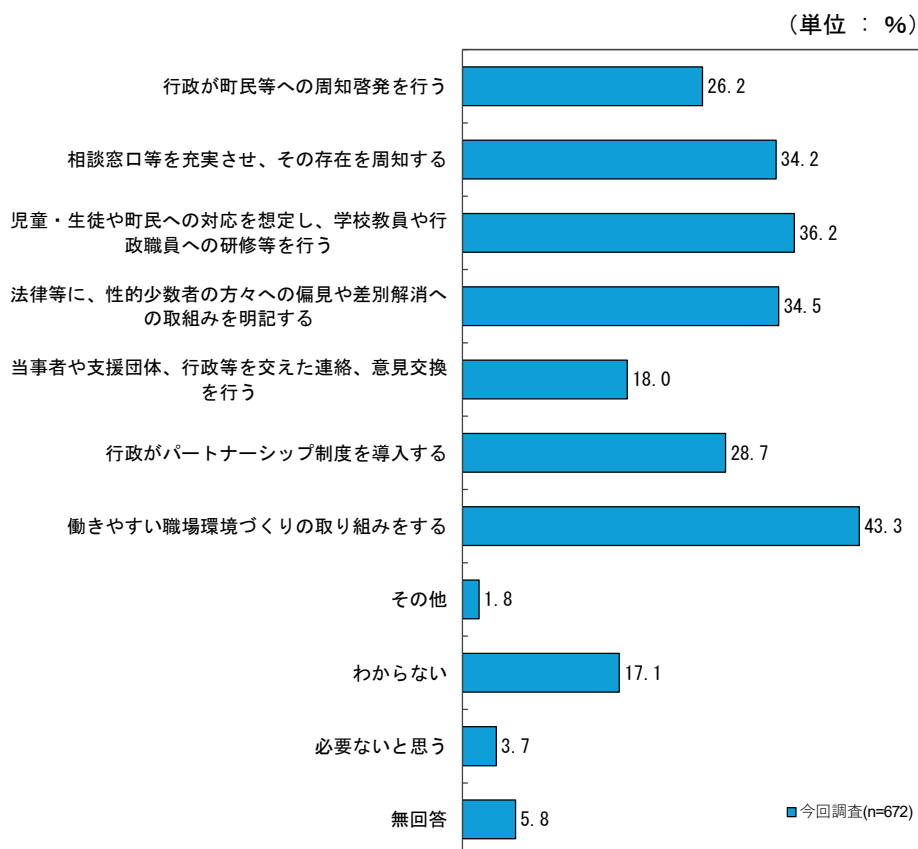
これまで自分の性のあり方（好きになる相手の性別や、自分自身の性別への違和感など）について、「悩んだことがある」と回答した人は 2.7%となっています。



⑮ 性的マイノリティ（性的少数者）の人権保障に必要な啓発・施策〔性的マイノリティ（問 29）〕

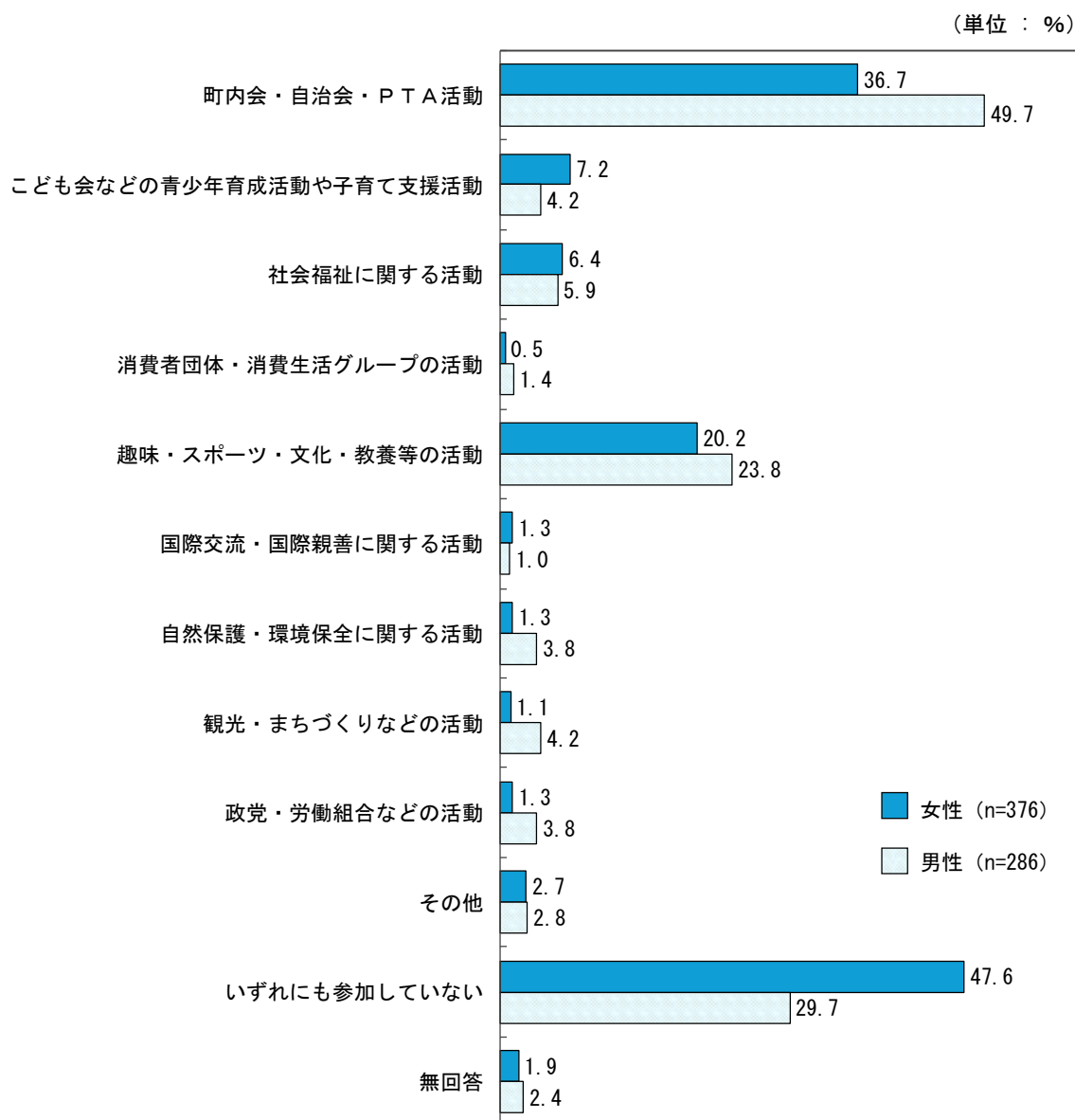
性的マイノリティ（性的少数者）の人権保障に必要な啓発・施策について、「働きやすい職場環境づくりの取り組みをする」が 43.3%と最も高くなっています。

また、「児童・生徒や町民への対応を想定し、学校教員や行政職員への研修等を行う」が 36.2%と続いています。



⑩ 現在参加している社会活動・地域活動 [社会・地域活動 (問 17)]

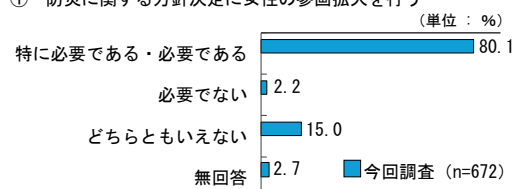
現在参加している社会活動・地域活動について、「いずれにも参加していない」女性が約 5 割 (47.6%) と最も高く、社会活動や地域活動に参加していない女性が多い状況がうかがえます。次いで、「町内会・自治会・PTA活動」への女性参加が約 4 割 (36.7%) と高く、地域活動の中核となっています。



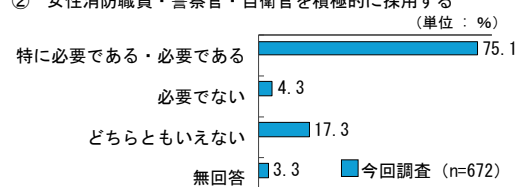
⑪ 防災・災害対策におけるジェンダー平等配慮 [社会・地域活動 (問 18)]

防災・災害対策における女性（ジェンダー平等）への配慮については、全質問において「特に必要である」と「必要である」を合わせた数値が7割を超えている結果となっています。

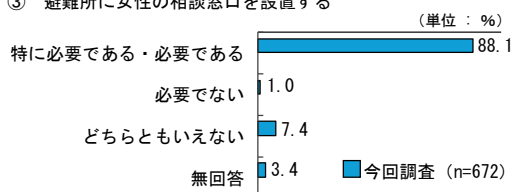
① 防災に関する方針決定に女性の参画拡大を行う



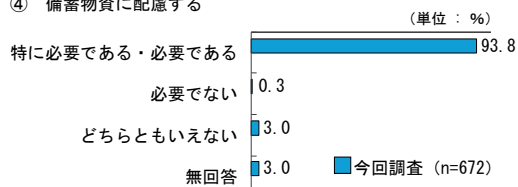
② 女性消防職員・警察官・自衛官を積極的に採用する



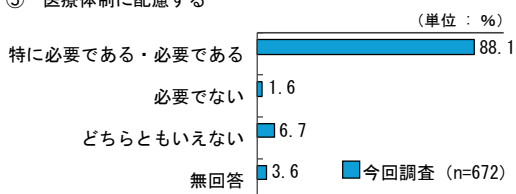
③ 避難所に女性の相談窓口を設置する



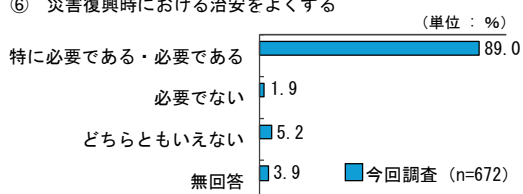
④ 備蓄物資に配慮する



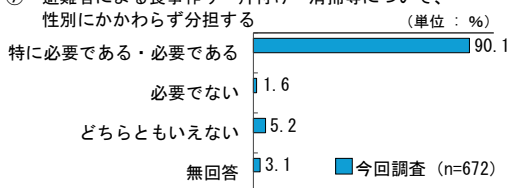
⑤ 医療体制に配慮する



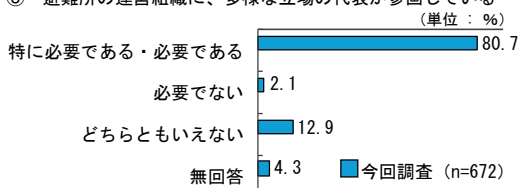
⑥ 災害復興時における治安をよくする



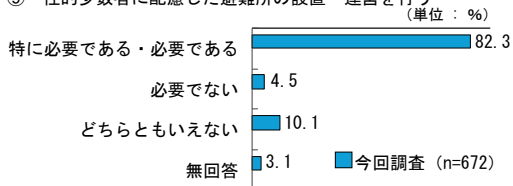
⑦ 避難者による食事作り・片付け・清掃等について、性別にかかわらず分担する



⑧ 避難所の運営組織に、多様な立場の代表が参画している

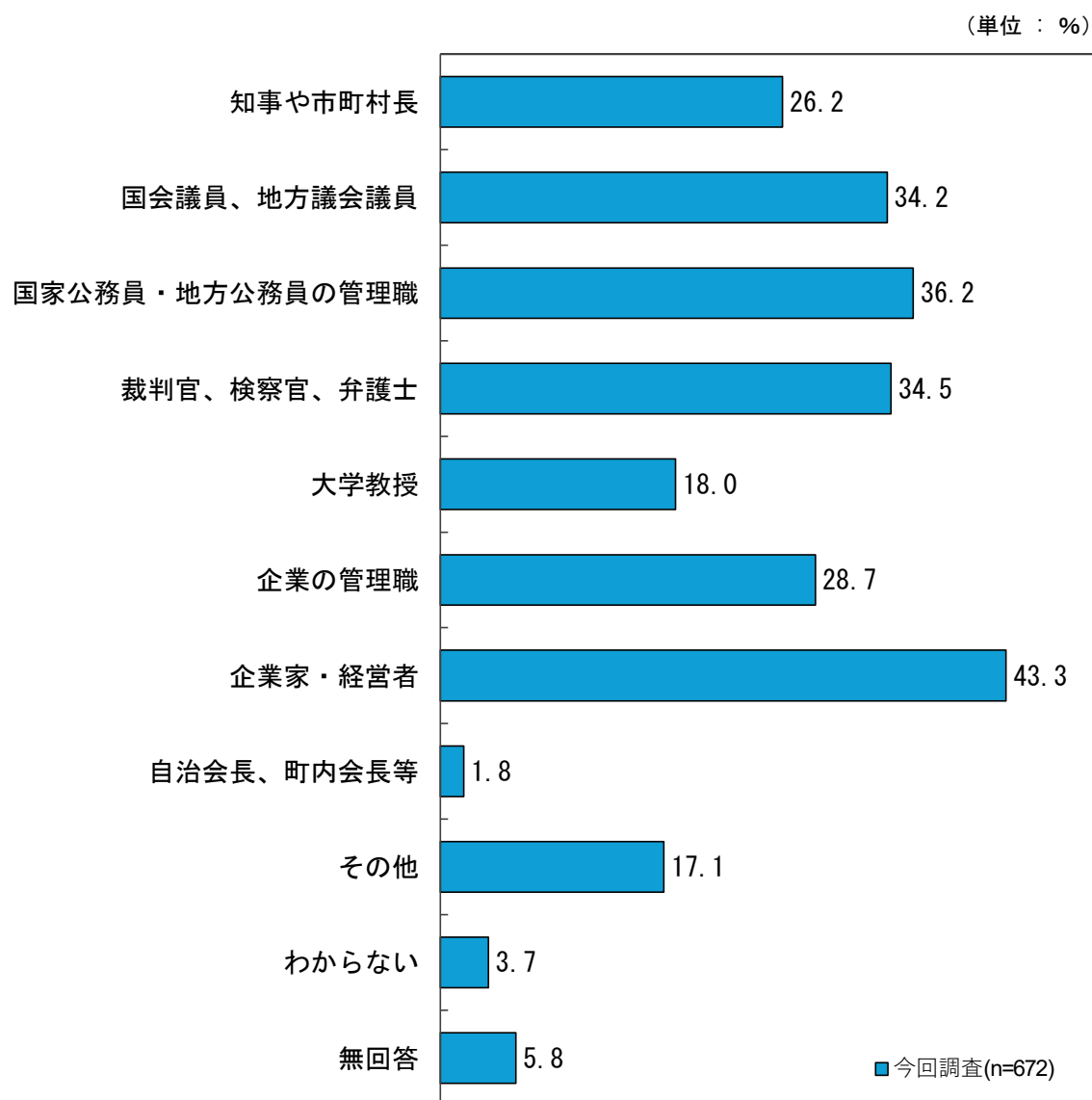


⑨ 性的少数者に配慮した避難所の設置・運営を行う



⑩ 女性参画が望まれる役職・公職 [男女共同参画に関する町の施策 (問 32)]

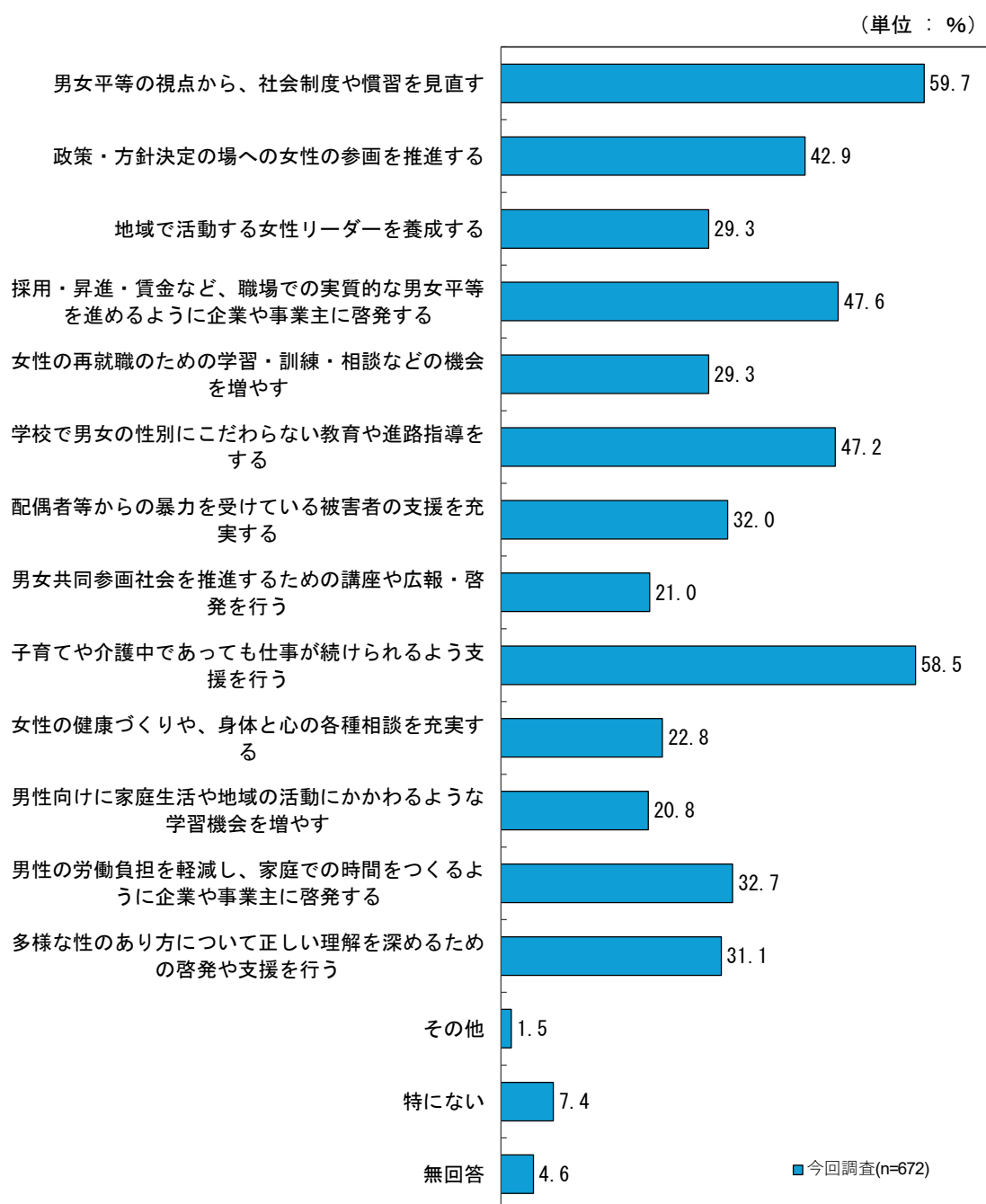
女性参画が望まれる役職・公職について、「企業家・経営者」が43.3%と最も高く、次いで、「国家公務員・地方公務員の管理職」が36.2%、「裁判官、検察官、弁護士」が34.5%と続いています。



⑱ 男女共同参画社会の実現に向けて重要な取組

[男女共同参画に関する町の施策（問 33）]

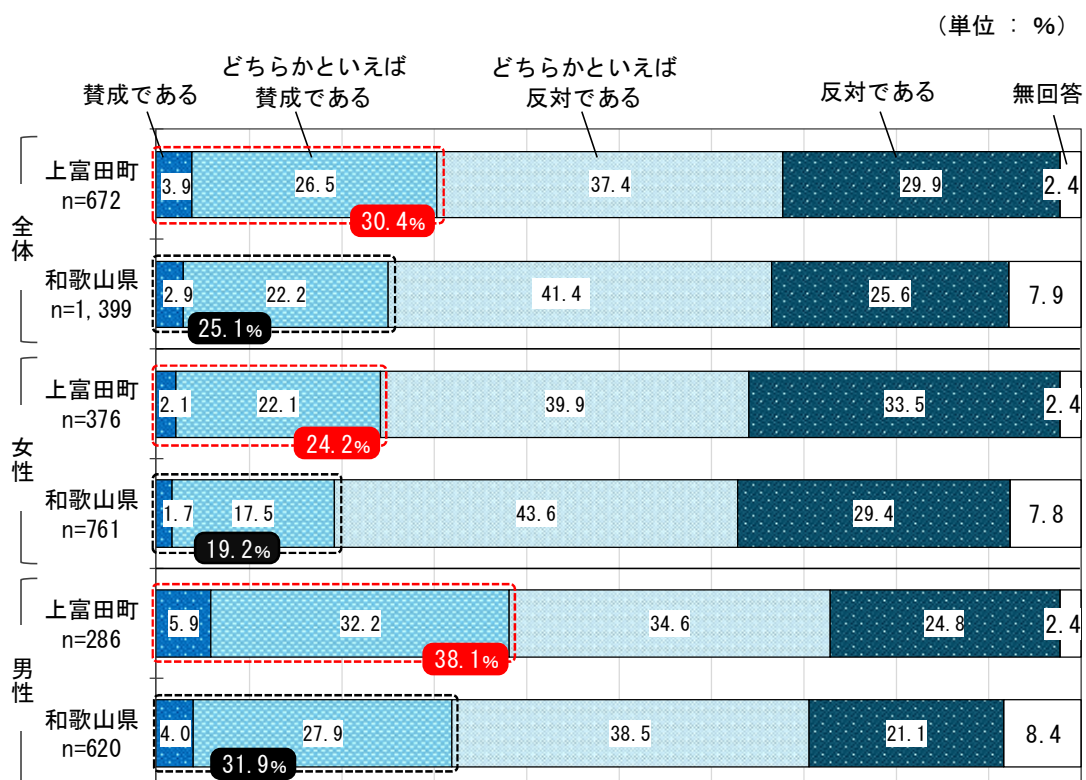
男女共同参画社会の実現に向けての今後の重要な取組について、「男女平等の視点から、社会制度や慣習を見直す」が 59.7%と最も高く、次いで、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援を行う」が 58.5%と続いています。



⑳ 「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否 [男女平等・役割分担意識 (問3)]

「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否について、「賛成である」「どちらかといえば賛成である」を合わせた「賛成」の回答割合を見ると、本町（全体）は30.4%で、和歌山県の25.1%を上回っています。

性別では、男性は6.2ポイント、女性は5.0ポイントと男女ともに県平均より高くなっています。



(資料) 和歌山県の値は和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度実施)を参照

4. 事業者アンケート調査結果からみる現状と課題

(1) 事業者アンケート概要

① 調査設計

調査地域 : 上富田町全域

調査対象者 : 上富田町内の事業者 14 社

調査方法 : 事業所訪問による調査票の配付・郵送回収

調査期間 : 令和 7 年 8 月 12 日 (火) ~ 令和 7 年 9 月 8 日 (月)

② 回収結果

配付数 : 14 件

回収数 : 12 件

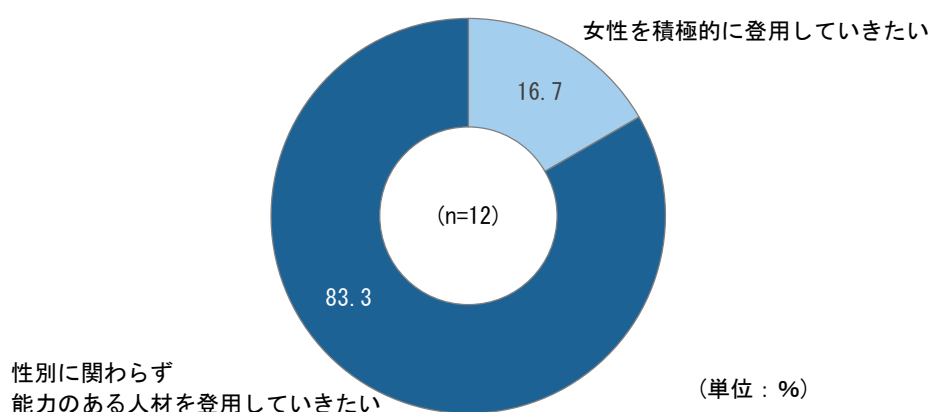
回収率 : 85.7% (= 回収数 / 配付数)

(2) 主な調査結果

ここでは、男女共同参画推進に関する課題提起につながる調査項目を抜粋し、その結果を掲載しています。

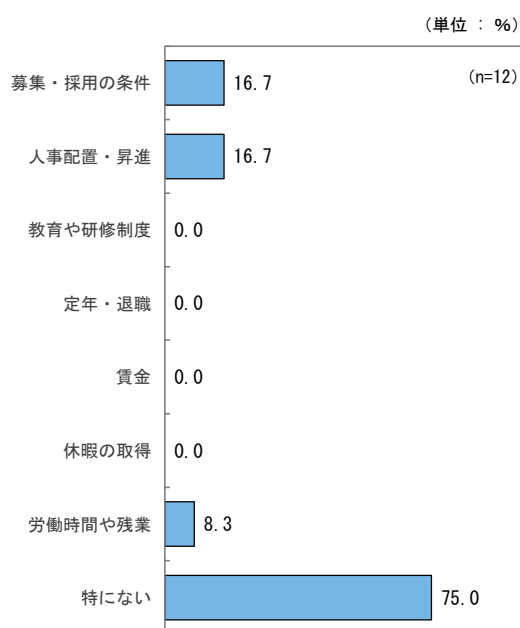
① 女性の管理職登用意向（問4）

管理職に女性を積極的に登用する意向があるかどうかについて、「性別に関わらず能力のある人材を登用していきたい」と回答した事業所が83.3%となっています。



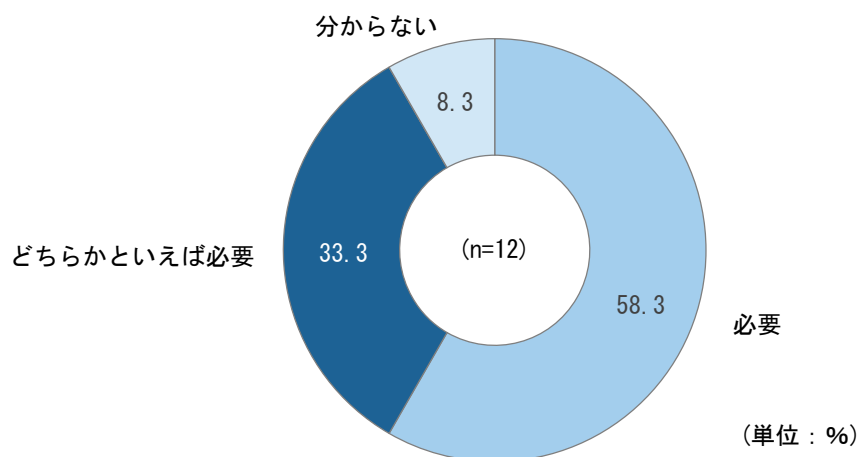
② 男女間の格差の有無（問5）

男性従業員と女性従業員の間で差が見られる項目については、「募集・採用の条件 (16.7%)」と「人事配置・昇進 (16.7%)」が最も高い事業所の回答となっています。



③ 従業員のワーク・ライフ・バランスの推進

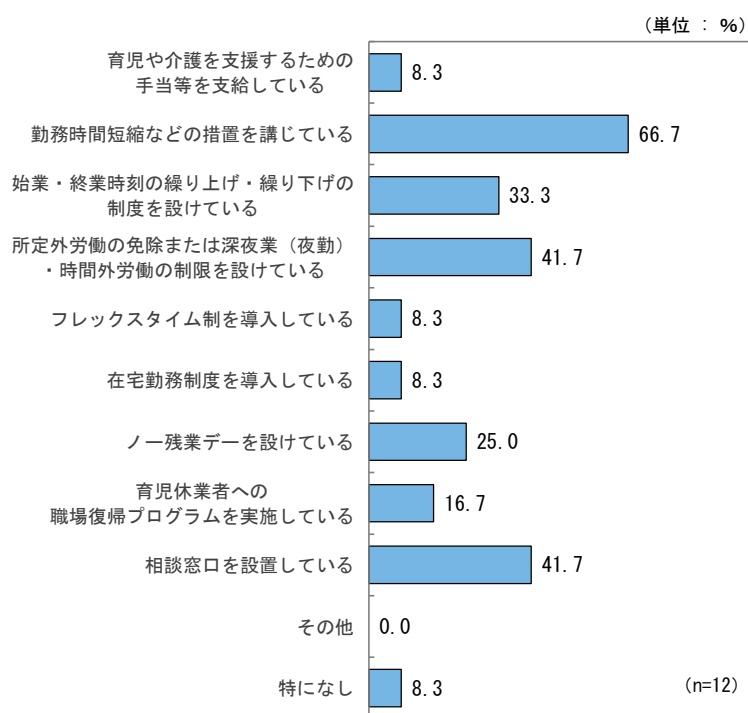
従業員のワーク・ライフ・バランスの推進については、「必要」または「どちらかといえば必要」と回答した事業所が 91.6%にのぼり、9割を超えています。



④ 従業員のワーク・ライフ・バランス推進のための取組 (問7)

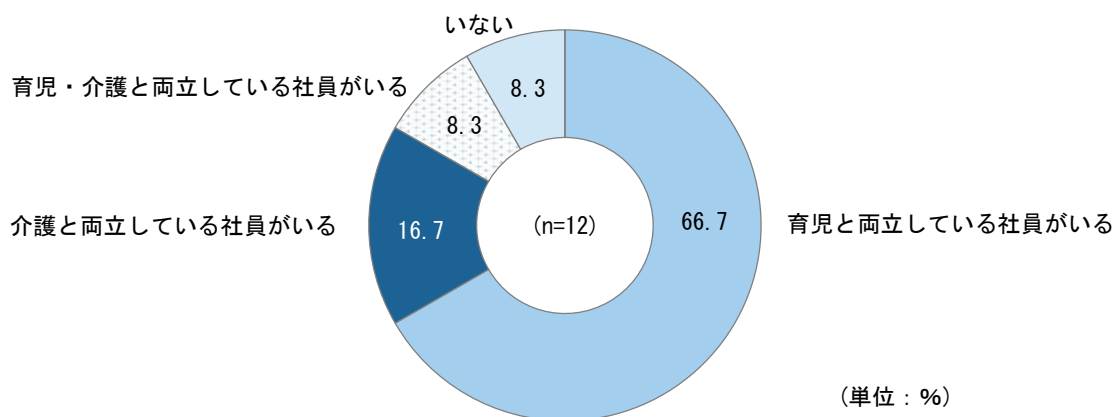
従業員のワーク・ライフ・バランス推進のための取組について、「勤務時間短縮などの措置を講じている」と答えた事業所が最も多く、66.7%となっています。

また、「所定外労働の免除または深夜業（夜勤）・時間外労働の制限を設けている（41.7%）」と「相談窓口を設置している（41.7%）」が続いています。



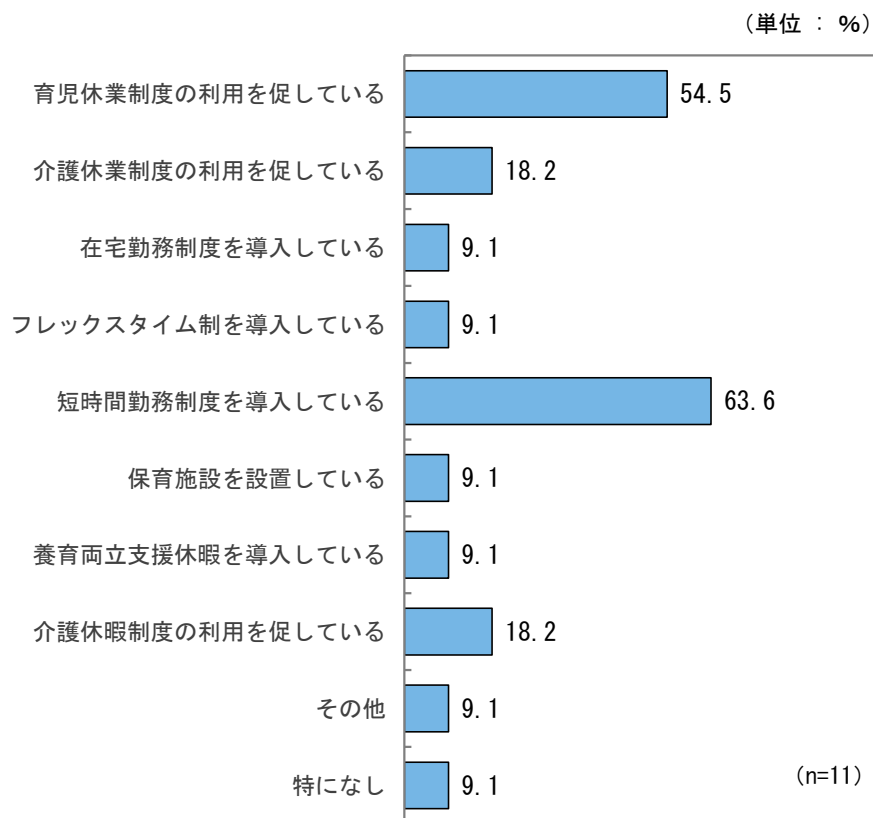
⑤ 事業所内で育児・介護と仕事の両立をしている従業員の有無 (問 8)

「育児と仕事」「介護と仕事」「育児・介護の両方と仕事」を両立している従業員を合わせると、全体の 91.7%にのびります。



⑥ 育児や介護と仕事の両立に関する取組 (問 9)

両立しながら働く従業員への事業所としての取組は、「短時間勤務制度を導入している」が 63.6%で最も高く、次いで「育児休業制度の利用を促している」が 54.5%となっています。



5. 上富田町の男女共同参画を推進する上での課題

課題1 多様な生き方への理解の促進と男女共同参画の意識づくり

(⇒ 基本目標1 男女共同参画の意識づくり)

男女共同参画を推進するためには、性別にかかわらず互いを尊重し、多様な価値観や生き方を認め合う意識づくりが不可欠です。しかし、住民アンケートでは「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることが示され、進学・就職・働き方など人生の選択に影響を与えている現状があります。

また、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する理解も十分とはいえず、誤解や偏見が当事者の生きづらさにつながる場面も見られます。こうした課題を解消するため、本町では広報紙やSNS、ホームページ、啓発イベントなど多様な媒体を活用した広報・啓発を強化し、町民が身近に情報に触れられる環境を整えます。

さらに、学校教育や地域での学習機会を充実させ、若い世代や子育て世代を含む幅広い層に男女共同参画の理念を伝えていきます。講演会やワークショップなど、参加型の学びの場を設けることで、町民一人ひとりが価値観を見直し、互いを尊重し合える意識づくりを進めていくことが求められています。

課題2 仕事と生活の両立の推進と自分らしく働ける環境づくり

(⇒ 基本目標2 自分らしく働ける環境づくり)

住民アンケートでは、「仕事と家庭生活・地域活動のバランスを大切にしたい」という意識が広く示されました。しかし現実には、特に男性を中心に「仕事優先」の傾向が強く、家庭生活や地域活動に十分な時間を確保できない状況が続いています。私生活の充実がなければ、長期的に能力を発揮し続けることは難しく、心身の健康にも影響を及ぼす可能性があります。

国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」や働き方改革関連法を踏まえ、長時間労働の是正、柔軟な働き方の導入、育児・介護との両立支援制度の普及など、職場環境の改善が求められています。本町としても、事業者等と連携しながら、自分らしく働ける環境づくりを進めていく必要があります。

用語解説

ジェンダーアイデンティティ：自分の性別に関する認識のこと。肉体の性別とは一致せず、性自認とも言われる。

課題3 安心・安全に暮らせる社会の実現に向けた支援体制の充実

(⇒ 基本目標3 安心・安全な社会づくり)

配偶者や恋人からの暴力(DV)、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどについては、住民アンケートにおいても女性を中心に依然として被害が確認されています。暴力は家庭内や親密な関係で潜在化しやすく、被害者が声を上げにくいという特徴がありますが、いかなる関係においても許されない重大な人権侵害です。

こうした暴力を根絶するためには、町民への意識啓発を積極的に行うとともに、相談窓口の周知や支援体制の充実を図り、被害者が安心して相談できる環境を整えることが必要です。

また、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する偏見や差別により困難を抱える人々への理解を深め、行政職員や教職員への研修を通じて、誰もが安心して暮らせるよう、安心・安全な社会づくりを進めていく必要があります。

課題4 誰もが学び、育ち、活躍できるまちづくりの推進

(⇒ 基本目標4 誰もが活躍できるまちづくり)

男女共同参画に関する学習機会の広がりにより、固定的な性別役割分担意識は徐々に変化しつつありますが、住民アンケートでは男性の「仕事優先」意識が依然として強く、家事・育児・介護の負担が女性に偏りやすい状況が続いています。男女が協力して家庭生活を担えるよう、男性の家事・育児・介護への参画を促進し、家庭内の役割分担の見直しを進める必要があります。

また、地域活動や社会参加の場においても、多様な人材が参画できる環境づくりが求められています。特に、防災や災害時の地域支援では、住民一人ひとりの協力が不可欠であり、多様な視点が活かされることで、より実効性の高い体制づくりにつながります。

さらに、行政分野における女性の参画拡大や男性の育児休業取得の促進など、行政自らが率先して男女共同参画を推進することは、町民や事業者に対して大きな示唆となります。家庭・地域・職場のあらゆる場面で多様な人々が活躍できるまちづくりを進めていくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町は、すべての人が性別や年齢、立場にかかわらず、自分らしさを大切にしながら活躍できる社会を目指します。地域や家庭、職場、学校などあらゆる場で互いに尊重し支え合い、学び合い、育ち合う文化を育むことで、誰もが笑顔で夢や希望を描ける「わくわく×スマイル」のまちを実現します。

私たちは、多様な個性や意欲を受け止め合う社会を築き、すべての人が成長し、ともに輝く未来を創造します。

第3次上富田町男女共同参画基本計画では、基本理念を新たに掲げ、各種施策や事業に取り組みます。

第3次上富田町男女共同参画基本計画 基本理念

「わくわく×スマイル みんなが育つまち 上富田」

2 基本目標

本計画では上記の基本理念のもと、次の4つを基本目標とし、総合的に男女共同参画を推進します。

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

性別にかかわらず互いを尊重し、多様な生き方を認め合う町民意識を育てるため、広報・啓発や教育・学習機会を通じて固定的な性別役割分担意識の見直しを進め、誰もが男女共同参画の大切さを理解し日常生活で実践できる社会づくりを推進します。

基本目標2 自分らしく働ける環境づくり

性別やライフステージに応じて誰もが能力を発揮できる職場環境や働き方を整備し、仕事と生活の両立を支援します。

基本目標3 安心・安全な社会づくり

家庭や地域、社会で多様な困難を抱える人への支援を充実させ、暴力や犯罪等から誰もが守られる安心・安全な社会を目指します。

基本目標4 誰もが活躍できるまちづくり

地域活動や社会参加を通じて性別や年齢にかかわらず、すべての人が学び、育ち、活躍できるまちの実現を推進します。

3 施策体系

基本理念 「わくわく × スマイル みんなが育つまち 上富田」

- 基本目標 -	- 施策の方向 -	- 主要施策 -	
1 男女共同参画の意識づくり	1-1 男女共同参画に関する広報・啓発	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) 調査・研究及び施策への取り入れ (3) 多様な性の理解促進に向けた広報・啓発活動の推進	
	1-2 男女共同参画推進のための教育の充実	(1) 教育・学習機会の充実 (2) 生涯学習の推進 (3) 学校等における男女共同参画の推進	
2 自分らしく働ける環境づくり	2-1 事業者に対する働きかけ	(1) 家庭・地域・生活の場における男女共同参画の推進 (2) 雇用分野における男女平等と活躍推進 (3) 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進 (4) ハラスメントの防止と安心して働ける環境づくり (5) 就労支援・能力開発と関係機関との連携強化	女性活躍推進計画
	2-2 農林水産業・自営業者等に対する働きかけ	(1) 企業・関係機関等と連携した経営活動への支援 (2) 農業や自営業等への男女共同参画の推進 (3) 家族従事者が活躍できる環境整備	
3 安心・安全な社会づくり	3-1 DV根絶と犯罪防止、被害者支援の充実に向けた取組の推進	(1) 児童虐待防止の取組 (2) DV・性暴力等の防止に向けた啓発と社会的認識の向上 (3) 安心の相談体制と被害者支援、暴力防止の推進	DV防止基本計画
	3-2 多様な困難、複合的な困難を抱える方への支援	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 高齢者等が安心して生き生きと暮らせるための取組 (3) 困難を抱える方への相談・生活支援 (4) 介護を担う人へのサポート拡充	困難を抱える女性への支援基本計画
	3-3 生涯にわたる健康ケアの推進	(1) 多様な世代・ライフスタイルに応じた健康支援の推進 (2) 住民の健やかな暮らしを守るための取組 (3) 仕事と健康課題の両立支援	
	3-4 男女共同による子育ての推進	(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 (2) 家庭での子育てへの支援 (3) 地域の子育てへの支援 (4) 母子保健体制の強化と支援サービスの拡充	
4 誰もが活躍できるまちづくり	4-1 女性のエンパワーメント（権限付与）の促進	(1) 男女共同参画についての学習活動の充実 (2) 各種委員への女性の参画促進	
	4-2 行政・教育・政治分野における男女共同参画の推進	(1) 各種委員への女性の参画促進【再掲】 (2) 町女性職員の登用等の促進	
	4-3 地域活動における男女共同参画の推進	(1) ふるさとづくりへの参画促進 (2) 地域活動を通じた男女共同参画の推進	
	4-4 防災・災害復興における男女共同参画の推進	(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進	

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

戦後の高度経済成長期には、男性が働き、女性が家庭を担うモデルが一般的でしたが、現在は共働き世帯が多数です。かつての性別役割分担意識は、今では男女の格差や生きづらさの要因となります。本町では、幼少期からの教育や啓発活動を通じて、町民一人ひとりが男女共同参画を理解し、日常で実践できる意識づくりを進めます。

1-1 男女共同参画に関する広報・啓発

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、約3割の方が「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答しており、固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。こうした意識は、性別にかかわらず能力を十分に発揮することを妨げる要因となるため、その見直しが必要です。

町ホームページや広報紙、書籍・動画の活用、講座や啓発イベントの開催など、多様な媒体と手法を組み合わせ、町民が関心を持って参加できる広報・啓発活動を進めます。

また、男女共同参画に関する意識や実態を把握するための調査や学習の場で得た意見を施策に反映し、家庭教育や生涯学習とも連動した効果的な取組を推進します。

さらに、多様な性に関する正しい知識の普及や和歌山県パートナーシップ宣誓制度の周知を図り、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めることで、男女共同参画の気運醸成と人権尊重の意識向上を図ります。

(1) 広報・啓発活動の充実

具体的施策	内容	担当課
広報・啓発活動の充実	性別による固定的な役割分担意識や慣行にとらわれず、誰もが自分らしい生き方や働き方を選べるよう、町HPや広報紙にて広報啓発を推進	福祉課
	住民の地域社会への積極的な参画を促すために、町HPや広報紙にて広報啓発を推進	
	まちづくりへの男女共同参画を促す為の意識啓発	
	書籍・動画等や啓発DVDの貸出を実施し、年代や立場に応じた学習機会の充実を図る	福祉課 教育委員会事務局
	人権が尊重されるための啓発活動の推進（街頭啓発、映画祭など）	総務課

具体的施策	内容	担当課
広報・啓発活動の充実	家庭・職場・地域への広報・啓発強化による男女共同参画の理解促進と固定的役割意識の解消	振興課 福祉課 長寿課
	仕事と育児・介護との両立支援に関する講座の内容や開催方法を見直し、実践的な学びの機会を拡充	
	夫婦を対象にした男女共同参画の実践につながる学びの機会の提供	福祉課

(2) 調査・研究及び施策への取り入れ

具体的施策	内容	担当課
男女共同参画に関するアンケート調査等の実施と結果の公表	固定的性別役割分担意識や家庭、職場、地域における男女共同参画に関する町民意識を定期的に把握	福祉課
職員に対する男女共同参画推進についての研修の実施	職場研修を通じた全職員対象の研修の実施	総務課
	新規採用職員に対する研修の実施	

(3) 多様な性の理解促進に向けた広報・啓発活動の推進

具体的施策	内容	担当課
多様な性の理解促進に向けた啓発	町HPや広報紙による多様な性の正しい情報の発信	福祉課
	和歌山県パートナーシップ宣誓制度(※)の周知徹底と町内関連行政サービスの充実検討	

※ 和歌山県では、令和6(2024)年2月から、性的少数者を含む二人の関係を公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

1-2 男女共同参画推進のための教育の充実

相手を大切にすることを育む教育や学校慣行の見直し、全教科での男女平等教育を進めるとともに、家庭の教育力向上につながる学習機会を充実させます。

また、町ホームページや広報紙での情報発信、公民館や社会教育施設での講座開催など、生涯学習を通じて理解と参画を広げます。

さらに、教職員研修や保護者向け学習機会を強化し、子ども・生徒が授業や活動を通じて男女平等の視点を育めるよう支援し、学校・家庭・地域が一体となって男女共同参画を推進します。

(1) 教育・学習機会の充実

具体的施策	内容	担当課
教育・学習機会の充実	相手を大切にすることを育む、学校慣行の見直し、全教科での男女平等教育の推進	教育委員会事務局
	家庭の教育力の向上を図るための学習機会の提供	

(2) 生涯学習の推進

具体的施策	内容	担当課
生涯学習の推進	町HP・広報紙・公式LINEによる生涯学習情報の発信と学びの機会拡充	教育委員会事務局
	公民館等の社会教育施設を活用した地域住民の自主的学習活動の継続支援	
	スポーツ活動を通じた子ども・若者の健全育成と地域交流の促進	
	公民館等で男性の役割分担意識の見直しに関するセミナー等の開催	

(3) 学校等における男女共同参画の推進

具体的施策	内容	担当課
学校等における男女共同参画の推進	教職員研修の充実による男女共同参画の理解促進と実践力向上	教育委員会事務局
	参観日などを活用した保護者学級による学習機会の提供	

基本目標 2 自分らしく働ける環境づくり

事業者に対する働きかけを通じて、家庭・地域・職場における男女共同参画の推進、雇用分野での平等と活躍支援、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

また、農林水産業や自営業者に対しては、女性の経営活動における活躍支援、労働環境の改善、家族従事者の活躍促進を進めます。これらの取組を関係機関と連携して推進し、誰もが自分らしく能力を発揮できる持続可能な就労環境の整備を目指します。

2-1 事業者に対する働きかけ

事業者と連携しながら、男女がともに働きやすい環境づくりを進めます。家事・育児・介護を分担しやすい職場づくりや、柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援するとともに、法制度の周知や研修を通じて、男女平等の職場環境づくりを促します。

また、ハラスメント防止や安心して働ける職場づくりを強化し、就労支援や能力開発について関係機関と協力しながら、誰もが能力を発揮できる社会の実現を目指します。

(1) 家庭・地域・生活の場における男女共同参画の推進

具体的施策	内容	担当課
生活の場での男女共同参画の推進	生活の場において男女共同参画を進める事業者への働きかけや講演会開催や関連情報提供	振興課 福祉課
	県事業等を活用した研修講師派遣等の支援	
ふるさとづくりへの参画促進	地域づくりにおいて男女共同参画を進める事業者への情報提供や研修機会の提供	振興課 福祉課
	県事業等を活用した講師派遣による参画意識の向上	

(2) 雇用分野における男女平等と活躍推進

具体的施策	内容	担当課
雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	男女雇用機会均等法等の理解定着に向けた、町民・企業への周知・啓発と町HPによる情報発信	振興課 福祉課
	企業における職場環境の点検や改善取組の促進	
企業における男女共同参画状況の調査	企業の男女共同参画状況の調査・集計と結果公表	福祉課
男女共同参画を推進する事業者への支援	男女共同参画を推進する事業者への各種情報提供と講演会開催等による理解促進	振興課 福祉課
	県事業等を活用した研修講師派遣による職場の取組実践と定着を促進	

具体的施策	内容	担当課
性別にかかわらず能力を発揮できる環境整備	ハローワークと連携した職業訓練に関する情報提供の充実	振興課 福祉課
	職業能力開発・向上を目指す事業主への支援と持続的な人材育成を促進	
再就職に向けた支援	県西牟婁振興局との連携による「巡回職業相談会」の周知	振興課 福祉課
	若年者を含む求職者へ職業訓練情報を提供し、必要な能力習得と円滑な再就職を支援	
性別にかかわらず活躍できる職場づくり	誰もが活躍できる職場づくりに向けたLGBTQ等の性の多様性への理解促進と配慮の強化	振興課 福祉課

(3) 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	内容	担当課
多様な雇用環境の整備	フレックスタイム制や裁量労働制、休暇制度など柔軟な働き方を広げる	振興課 福祉課
	短時間勤務者の雇用管理改善に関する法律の周知	
	労働相談やトラブル解決のための専門機関への斡旋	
	企業に育児休業や介護休業制度を広め、家庭と仕事を両立できる環境を整える	
就労支援・雇用安定	女性の就労や再就職に役立つ制度や支援情報を提供	振興課 福祉課
	パートタイム労働者などが安心して働けるよう、雇用安定に関する情報を提供	
ワーク・ライフ・バランスの環境整備	働きやすい職場環境と就業条件の整備促進	振興課 福祉課
	関係機関と連携した育児・介護休業制度の普及と多様な働き方の理解促進	

(4) ハラスメントの防止と安心して働ける環境づくり

具体的施策	内容	担当課
ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発	企業への啓発活動やセミナー開催等の情報提供による理解促進	振興課 福祉課
	企業内での職場内研修の実施促進	
	ハラスメント防止のための研修実施（年次研修、テーマ別研修）	

用語解説

LGBTQ：レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)、クエスチョニング(Q)の頭文字を取った、性的マイノリティを表す総称。

(5) 就労支援・能力開発と関係機関との連携強化

具体的施策	内容	担当課
企業、関係機関、団体等の取組への支援	男女共同参画を進める事業者への支援を行い、取組の拡充を支援	福祉課
	企業における女性の管理職や役職への登用、職域拡大を促すための啓発や情報提供	

2-2 農林水産業・自営業者等に対する働きかけ

農林水産業や自営業者に対しては、経営活動を支援するため、商工会など関係機関と連携した相談窓口の設置や制度情報の提供、研修や交流機会の充実を進め、地域でのネットワーク形成と女性の活躍を広げます。

また、農業や自営業における労働条件の改善や環境整備を促し、関係機関と協力して働きやすい職場づくりを推進するとともに、研修参加や情報発信を通じて地域内での理解と参画を深めます。

さらに、家族従事者が活躍できる環境を整えるため、研修や担い手育成プログラムの提供、家族経営協定の普及啓発や事例紹介を行い、役割の明確化と就農支援、持続可能な経営環境の整備につなげます。

(1) 企業・関係機関等と連携した経営活動への支援

具体的施策	内容	担当課
企業・関係機関・団体等による経営支援の取組支援	商工会女性部の活動を応援し、地域での女性活躍を拡大	振興課 福祉課

(2) 農業や自営業等への男女共同参画の推進

具体的施策	内容	担当課
農業や自営業等への男女共同参画の推進	関係機関と連携し、農林水産業・商工業従事者・経営者による情報交換と環境づくりを提案	振興課

(3) 家族従事者が活躍できる環境整備

具体的施策	内容	担当課
家族従事者が活躍できる環境整備	関係機関と連携した将来の担い手育成と次世代農業後継者支援体制の充実	振興課
	家族が安心して農業に参画できる環境づくりに向けた「家族経営協定」の啓発推進	

用語解説

家族経営協定：家族農業経営に関わる世帯員が意欲を持って参画できるよう、経営方針や役割分担、働きやすい環境を家族で十分に話し合い、取り決めること。

基本目標3 安心・安全な社会づくり

誰もが安心して暮らし続けられる社会の実現を目指します。DV や犯罪の防止、被害者支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など多様な困難を抱える方への切れ目のない支援を進めます。あわせて、生涯にわたる健康づくりや男女共同参画による子育てを推進し、地域全体で支え合う安心・安全なまちづくりを進めます。

3-1 DV 根絶と犯罪防止、被害者支援の充実に向けた取組の推進

DV 根絶と犯罪防止、被害者支援の充実に向けて、児童虐待防止の啓発や相談窓口の周知を進め、保育所・学校・地域との連携による早期発見体制を強化します。

また、DV や性暴力をなくすための啓発活動や相談窓口の周知、防犯指導や自主防犯活動の支援を行い、地域全体で安心・安全な環境づくりを推進します。

さらに、相談体制を充実させ、被害者の保護や自立支援を強化するとともに、警察や関係機関と連携した迅速な対応を進め、暴力の未然防止と被害者支援の両面から、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

(1) 児童虐待防止の取組

具体的施策	内容	担当課
児童虐待防止の取組	「こどもみらい家庭センター」が児童福祉と母子保健を連携させ、家庭の状況に応じた相談・支援を実施	福祉課 教育委員会事務局
	保育所・学校・地域と連携した早期発見体制の強化	

(2) DV・性暴力等の防止に向けた啓発と社会的認識の向上

具体的施策	内容	担当課
DV 防止の啓発	DV をなくすための意識啓発（広報紙・HP・講演会）	福祉課
	「女性に対する暴力をなくす運動」への協力	
	相談窓口や支援制度の周知	
性犯罪防止の取組	女性、子どもを対象とした防犯情報の提供	総務課 教育委員会事務局
	女性、子どもを対象とした防犯指導の実施、防犯機器の貸与等	
自主防犯活動の支援	登下校時の見守り隊等による見守り活動支援	総務課 教育委員会事務局
	子ども緊急避難場所「きしゅう君の家」への協力	
安心・安全なまちづくり	地域で設置する街灯設備整備への補助や交通指導員による通学安全指導の支援	総務課
	被害に遭わない道路・公園等の整備促進	建設課
青少年・保護者への啓発	チラシ等による不審者対応に関する啓発と、各校での避難訓練・防犯教室の実施	総務課 教育委員会事務局

(3) 安心の相談体制と被害者支援、暴力防止の推進

具体的施策	内容	担当課
相談体制の充実	相談窓口の周知・利用促進と、役場各課・警察署・駐在所との連携強化	総務課
	役場各課・警察署・駐在所との連携強化	福祉課
	相談窓口活用に向けた広報活動	
	相談・保護・自立支援機能の充実と相談しやすい雰囲気づくり	
	相談業務従事者へのDV防止法の周知	
被害者の保護・自立支援	民間支援団体の活動への協力・支援	福祉課
	被害者が新しい生活の場を確保するための支援（住居・生活資金・就労支援）	
暴力防止と厳正な対処	警察署の検挙活動への協力	総務課 福祉課
	暴力の制止及び被害者の保護の実施	
	関係機関との連携による迅速な対応体制の構築	

3-2 多様な困難、複合的な困難を抱える方への支援

多様な困難や複合的な困難を抱える方への支援として、ひとり親家庭には保育や学習支援などの生活支援、職業訓練情報提供や再就職支援などの就労支援、就学援助や生活資金貸付などの経済的支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整えます。

また、高齢者や障がい者が安心して生き生きと暮らせるよう、介護サービスや予防運動、生涯学習や交流活動の推進、就労支援や社会参加の促進、施設整備やバリアフリー化を進め、地域全体で支える体制を強化します。

さらに、困難を抱える女性には相談支援や自立支援を行い、DV被害者や生活再建を支援するとともに、外国人住民には、交流機会を通じて地域参加を促し、文化や習慣を理解し合い、孤立の防止につなげることで、安心して暮らせる生活を支えます。加えて、介護を担う人に対しては相談窓口の周知や交流会・学習会による情報共有を進め、孤立防止と継続的な介護を支える体制を整え、介護休業制度や支援制度の活用を促します。

(1) ひとり親家庭への支援

具体的施策	内容	担当課
ひとり親家庭支援事業	子育て生活支援（保育サービス、学習支援、相談体制の充実）	福祉課 教育委員会事務局
	関係機関と連携した就労支援（職業訓練情報提供、就職相談、再就職支援）	
	経済的支援（就学援助、生活資金貸付、各種助成制度の周知）	

(2) 高齢者等が安心して生き生きと暮らせるための取組

具体的施策	内容	担当課
介護保険制度の円滑な実施	在宅福祉サービスの充実（訪問介護、デイサービス等）	長寿課
	特別養護老人ホームや老人保健施設の計画的整備	
	制度運営に関する啓発活動（広報紙・説明会）	
	自立支援と介護予防運動の推進（体操教室、健康チェック）	
高齢者の参画機会拡大	学校運営協議会や運動会イベントへの参加など、生涯学習メニューの充実（趣味講座、健康講座）	長寿課 教育委員会事務局
	公民館等でのサークル活動支援	
	古道歩きやグラウンドゴルフ大会など、気軽に参加できるイベントへの参加促進	
	技と知恵を活かした生産・地域活動の推進	
障がい者の自立支援	社会参加の推進（地域活動やボランティア参加）	福祉課
	能力発揮支援（就労支援、技能習得機会）	
	在宅福祉サービスの充実	
	施設福祉サービスの充実	
バリアフリーのまちづくり	「心のバリアフリー」推進（互助活動・啓発）	福祉課 長寿課 建設課
	公共施設・町有施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	

(3) 困難を抱える方への相談・生活支援

具体的施策	内容	担当課
困難を抱える女性への相談・自立支援	県 DV 相談支援センター等との情報連携	福祉課
	民間団体と協力し一時保護対象者を支援	
	関係機関と連携した自立支援（就労・生活再建）	
	見えにくい女性の貧困を把握し、包括的相談体制で支援	
外国人住民の生活支援	孤立防止のための交流機会の提供（文化・習慣を理解し合う場づくり）	福祉課

(4) 介護を担う人へのサポート拡充

具体的施策	内容	担当課
介護を担う人へのサポート拡充	介護者向け相談窓口の周知と利用促進	福祉課
	介護者交流会や学習会の開催による情報共有と孤立防止	
	介護休業制度や支援制度の周知・活用促進	

用語解説

心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

ユニバーサルデザイン：年齢や障害、人種などに関わらず、多様な利用者を想定し、誰もが使いやすい製品や施設を最初から設計する考え方。

3-3 生涯にわたる健康ケアの推進

すべての住民が生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージや多様な生き方に応じた健康支援を充実させます。健康相談、運動・栄養教室、健診（検診）受診の促進などの取組を進めるとともに、性や生き方を尊重する啓発活動を行い、誰もが安心して健康づくりに取り組める環境を整えます。

また、学校教育における健康教育の充実や、関係機関と連携した健康被害防止の啓発・講座開催を通じて、子どもから大人まで生活習慣の改善を図り、地域全体で健やかな暮らしを支えます。

さらに、職場環境の改善や柔軟な働き方の推進、健康支援制度の活用促進により、仕事と健康課題の両立を支援し、誰もが安心して働き続けられる地域づくりを目指します。

(1) 多様な世代・ライフスタイルに応じた健康支援の推進

具体的施策	内容	担当課
心と身体の健康づくりと相談支援体制の充実	ライフステージに応じた健康相談（発達・生活習慣病・介護予防）	福祉課
	運動・栄養教室や健康相談の定期開催	
	健康診断・がん検診の受診勧奨と結果説明	
性や生き方に関する相互尊重	広報活動によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進	福祉課
	地域での性教育・啓発活動を通じた相互尊重の意識醸成	

(2) 住民の健やかな暮らしを守るための取組

具体的施策	内容	担当課
学校教育における健康教育	健康教育を通じた生活習慣の改善（食生活・運動習慣）	教育委員会事務局
住民の健康を守る取組	関係機関と連携した健康被害防止の啓発（喫煙・過度の飲酒・薬物乱用）	福祉課
	健康講座や広報活動による生活習慣改善の推進	

(3) 仕事と健康課題の両立支援

具体的施策	内容	担当課
仕事と健康課題の両立支援	ライフステージ別健康支援（妊娠期の母子保健、更年期の健康相談、高齢期の介護予防）	福祉課
	不妊治療や妊娠・出産、更年期対応など、仕事と健康課題の両立を支援する制度活用の促進	
	職場環境改善（定期検診の受診促進、メンタルヘルス相談体制の整備）	
	柔軟な働き方（時短勤務、在宅勤務）の推進支援	

用語解説

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：思春期から老年期に至るまでの性と妊娠・出産に関わる全てにおいて、身体的・精神的・社会的に健康で、強制されることなく自らの意思で決定できる権利のこと。

3-4 男女共同による子育ての推進

男女が協力して子育てに取り組める社会の実現を目指し、多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実を進めます。延長保育・一時保育・低年齢児保育など、就労形態に応じた柔軟な支援を整えるとともに、私立保育施設や家庭への支援を強化し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

また、家庭の教育力向上に向けた学習機会の提供や、子育て相談、情報発信の充実、民生児童委員等の活動支援、各種子育て手当の充実を図り、家庭での子育てを支える基盤を整えます。家庭が孤立しないよう、地域とつながる仕組みづくりも進めます。

さらに、地域全体で子育てを支える体制づくりを進め、学童保育や児童館、放課後子ども教室などの充実、人材育成やネットワーク化、ボランティア活動の支援を行い、地域ぐるみで子育てを支える環境を広げます。男性の育児参加促進にも取り組み、地域全体で子育てを支える意識の醸成を図ります。

加えて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない母子保健体制を整備し、心身や生活面への支援を強化します。子育てに関する情報提供や相談支援を充実させるとともに、父親の育児参加を促し、安心して子どもを産み育てられる地域社会の実現を目指します。

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

具体的施策	内容	担当課
保育サービスの充実	延長保育や一時保育の実施により、就労や急な用事に対応	福祉課
	低年齢児保育（0～2歳児）を充実させ、育児と仕事の両立を支援	
	子育て支援センターの継続運営	
私立保育施設での子育て支援の推進	保育施設における子育て支援事業の充実（未就園児親子教室、子育て相談）	福祉課
	保育施設と家庭の連携強化による育児支援	

(2) 家庭での子育てへの支援

具体的施策	内容	担当課
家庭教育・子育て支援	家庭の教育力向上を図るための学習機会の提供（講座・研修）	福祉課 教育委員会事務局
	子育て支援ネットワークの構築（地域・学校・行政の連携）	
	町HPや公式LINEによる子育て支援情報の提供	
	子育て支援センターによる相談体制の充実	
民生児童委員・主任児童委員の活動支援	地域における子育て家庭への見守り・相談活動の支援	福祉課 教育委員会事務局
	委員活動の周知と住民理解の促進	

具体的施策	内容	担当課
子育て手当の充実	各種子育て手当の周知と適切な運用 (かみとんだ未来応援給付金※、就学援助制度等)	福祉課 教育委員会事務局

※ 妊婦対象

(3) 地域の子育てへの支援

具体的施策	内容	担当課
地域における子育て支援サービスの充実	子育て支援人材の育成とネットワーク化	福祉課 教育委員会事務局
	地域社会全体で子育てを支える気運の醸成（広報・啓発）	
	学校運営協議会等における地域と連携した取組の推進	
	公民館における子育て支援事業の実施と子育て世代の交流促進	
私立保育施設の子育て活動への支援	町内保育施設の子育て活動に対する情報共有と支援の推進	福祉課
子育て支援施策の利用促進	町HPや公式LINEを活用した子育て支援施策の周知強化と利用促進	福祉課 教育委員会事務局
	各学校における利用促進に向けた啓発の実施	
学童保育の促進	学童保育所の運営体制の充実と利用希望者への対応強化	福祉課
児童館活動の充実	児童館の活動内容の充実と利用環境の改善	福祉課 教育委員会事務局
	児童館を拠点とした講座実施と放課後の居場所づくりの充実	
子育て活動を行う地域団体等への支援	子ども食堂を実施する団体への公共施設提供等の支援	福祉課 教育委員会事務局
放課後子ども教室の推進	放課後子ども教室の全地区展開に向けた体制整備と居場所づくりの推進	福祉課 教育委員会事務局
家庭における支援（男性参画）	育児学級への男性参加を促す取組	教育委員会事務局
ふるさとづくりへの参画促進	子育て支援センターを中心とした広報・啓発の充実と利用促進	福祉課 教育委員会事務局
	地域社会全体で子育てをする気運醸成に向けた広報・啓発	
	地域での子育て支援活動の場づくり促進	
	子育て支援人材の育成とネットワーク化促進	
	公民館を活用した子育て支援活動の充実	

(4) 母子保健体制の強化と支援サービスの拡充

具体的施策	内容	担当課
妊娠・出産に伴う心身・生活面の支援	妊婦健診や母子保健相談の充実	福祉課
	出産前後の心身ケア（産後うつ予防、母乳育児支援）	
	生活面の支援（経済的支援制度の周知）	
子育て世代に寄り添う支援	子育てガイドブックの継続作成、町HPや公式LINEによる情報提供	福祉課
	父親の子育て教室等への参加促進	

基本目標 4 誰もが活躍できるまちづくり

性別や立場にかかわらず、誰もが自分らしく能力を発揮できるまちづくりを目指します。女性のエンパワーメント（権限付与）を促進し、学習や人材育成、意思決定の場への参画を進めるとともに、行政・教育・政治、地域活動、防災・災害復興の各分野において男女共同参画を推進します。多様な視点を地域づくりに生かし、持続可能で活力ある地域社会の実現を図ります。

4-1 女性のエンパワーメント（権限付与）の促進

女性が自らの力を発揮し、多様な分野で活躍できる社会の実現を目指します。地域女性団体の育成や活動支援を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った学習機会や進路指導を充実させ、性別にとらわれず個性と能力を生かした職業選択や社会参画ができる意識づくりを促進します。

また、政策形成や地域活動に多様な視点を反映させるため、各種委員会等への女性の参画を計画的に推進します。女性人材の把握や育成を進めるとともに、地域活動への参加支援を通じて、意思決定の場における女性の登用拡大を図り、地域の課題解決に女性の視点が活かされる体制を強化します。

これらの取組を通じて、女性が主体的に社会に関わり、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

(1) 男女共同参画に関する学習活動の充実

具体的施策	内容	担当課
地域女性団体の育成と活動の活性化	地域女性団体の連携強化と担い手育成による活動活性化の推進	福祉課 教育委員会事務局
	地域女性団体の加入促進と活動活性化に向けた広報・交流支援	
男女共同参画の視点に基づいた進路指導の充実	個性と能力に応じた進路指導の徹底（キャリア教育の強化）	福祉課 教育委員会事務局
	男女の固定的役割分担にとらわれない進路選択の支援	

(2) 各種委員への女性の参画促進

具体的施策	内容	担当課
女性人材の育成	各地域における女性人材の把握と情報共有	福祉課 教育委員会事務局
	研修や活動支援を通じた、女性が主体的に地域活動へ参画できる環境づくりの推進	

4-2 行政・教育・政治分野における男女共同参画の推進

行政・教育・政治分野における意思決定に多様な視点を反映させるため、女性の参画拡大と人材育成を計画的に進めます。各種委員会等への女性委員の登用を促進し、委員構成の見直しや参画状況の公表、女性人材の把握・育成、地域活動への参加支援を通じて、意思決定の場における女性の参画を着実に広げます。

また、町女性職員の職域拡大や管理職への登用を推進し、性別にとらわれない人員配置や職務分担を進めます。さらに、研修の充実、休業制度の活用促進、有給休暇取得の推進など、働きやすい職場環境づくりを進めることで、男女が能力を十分に発揮できる体制を整えます。

これらの取組を通じて、行政・教育・政治分野における男女共同参画を一層推進し、地域社会の多様な視点を生かした持続的な発展を目指します。

(1) 各種委員への女性の参画促進 【再掲】

具体的施策	内容	担当課
計画的な女性委員登用	委員会・審議会等における男女の均衡を図るため、女性委員の計画的登用を継続推進	総務課
委員選任に当たっての構成検討	女性委員の計画的登用を継続推進	総務課 福祉課
	研修や啓発を通じて職員・住民の理解を深め、女性の地域参画意欲を高める取組の計画的推進	
女性の参画状況の調査・公表	委員会等における女性参画状況の定期的な確認と公表	福祉課
女性人材の育成	各地域の女性人材情報を収集し登用に活用	福祉課 教育委員会事務局
	公民館の館長・運営委員への女性参画の促進	

(2) 町女性職員の登用等の促進

具体的施策	内容	担当課
女性職員の登用と職域拡大	女性職員の職域拡大を図り、管理職への積極的な登用を推進	総務課
	性別に関わりなく職務経験を積める人員配置や職務分担を実施	
職場環境整備と両立支援	男女職員が能力を発揮しやすい職場環境の整備	総務課
	男女共同参画推進に関する研修の実施（既存職員・新規採用職員）	
	育児・介護休業制度や年次有給休暇の取得促進による家庭参画支援	総務課

4-3 地域活動における男女共同参画の推進

地域全体で子育てを支える体制を強化し、子育て世帯の孤立を防ぐとともに、男女がともに参画できる地域活動の推進を図ります。

また、住民が主体的に地域課題の解決やふるさとづくりに関わることができるよう、行政や住民ボランティアとの協働を広げます。「家庭の日」の普及啓発や地域福祉計画の推進を通じて、男女がともに地域を支える意識の醸成を図ります。

さらに、放課後児童対策や地域活動への参加を促進し、性別にかかわらず誰もが活動しやすい仕組みを整備します。環境・防犯などの地域課題に取り組む女性の参画を広げ、人材育成を進めることで、多様な視点を活かした地域社会の形成を目指します。

(1) ふるさとづくりへの参画促進

具体的施策	内容	担当課
地域課題解決への住民参画支援	住民による地域課題の把握と解決に向けた取組の推進	総務課 振興課 教育委員会事務局
	住民と行政の協働による課題解決の仕組みづくり	
住民活動への参加促進	ボランティア活動への理解増進のための啓発	振興課 教育委員会事務局
	住民と行政の協働促進（共同事業やイベント支援）	
家庭・地域の絆づくり	「家庭の日」の普及啓発による家族・地域のつながりの継続強化	教育委員会事務局
	住民参画と地域連携による、男女がともに支え合う地域づくりの推進	福祉課

(2) 地域活動を通じた男女共同参画の推進

具体的施策	内容	担当課
地域活動への参加促進	性別を問わず誰もが参加できる仕組みづくり（地域行事・ボランティア活動等）	福祉課 教育委員会事務局
	放課後児童対策の充実による子育て世代の地域参画支援	
女性の地域課題参画と人材育成	女性の視点を生かすため、地域団体・行政と連携した参画機会の創出と人材育成を推進	福祉課

4-4 防災・災害復興における男女共同参画の推進

防災・災害復興に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが安心して参画できる体制づくりを進めます。自主防災活動への女性の参加を促進するとともに、避難所運営や地域防災活動において多様な立場やニーズが反映されるよう、女性の視点を取り入れたマニュアルの策定や広報・啓発を充実させます。

また、災害時の課題や復興過程において、性別による影響の違いを踏まえた対応を進

め、地域全体で支え合える仕組みを整えます。これらの取組を通じて、男女がともに防災・災害復興に関わり、多様な視点を生かした持続可能で強靱な地域社会の形成を目指します。

(1) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

具体的施策	内容	担当課
自主防災活動への女性参画促進	自主防災組織や地域訓練への女性参加を推進	総務課
女性の視点を取り入れた防災体制整備	防災・災害復興に関する各種マニュアルに女性の視点を反映	総務課
	女性の視点を活かした役割分担や活動機会の拡大	
広報・啓発による意識醸成	男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の広報・啓発活動の強化	総務課

第5章 推進体制

『上富田町男女共同参画基本計画』は男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や本町の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。

これらの施策を効果的に、実効あるものとするためには、住民・地域・企業等・行政がパートナーシップのもと、総合的に推進することが重要です。

1 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- ・男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。
- ・男女共同参画推進計画の進捗状況確認と評価・点検等を行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。
- ・本町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- ・男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情等に対応するための苦情対応相談を強化します。

2 住民、関係団体、企業等との連携確立

男女共同参画社会の実現のため、住民、地域活動団体、企業等との連携を図り、協力して事業の推進を図ります。

- ・女性活躍の推進にあたっては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づく協議会の設置趣旨を踏まえ、関係機関・団体・事業者等との情報共有及び意見交換の場の確保に努めます。
- ・地域の実情に応じ、雇用、就業、子育て支援等に関する機関と連携し、女性の職業生活における活躍推進を総合的かつ効果的に進めます。
- ・企業における「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定や認定取得の促進に向け、情報提供や啓発を行います。

3 国・県等関係機関との連携

計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

4 計画の進行管理

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、施策の検証・評価については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、上富田町男女共生町づくり推進委員会に意見を求め、計画の実現に努めます。

資料編

上富田町男女共生町づくり推進委員会設置要綱

平成20年6月10日
要綱第6号

(設置)

第1条 本町における男女共生町づくりの形成の推進にあたり、広く住民の意見を取り入れ、男女が共に町づくりに参画する社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、上富田町男女共生町づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、男女が共に町づくりに参画する社会形成の促進に関する施策及び諸問題について審議し、必要に応じて町長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、男女が共に町づくりに参画する社会形成の促進に関する施策及び諸問題について審議し、必要に応じて町長に提言を行うものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 町内企業及び事業所の代表者
- (4) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議には役員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉課福祉班に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

上富田町男女共生町づくり推進委員会委員名簿

(令和7年4月1日～令和8年9月30日)

No.	氏名	所属	備考
1	上羽 寛	上富田町青少年育成町民会議・企業代表者	
2	植本 真理子	上富田町連合婦人会	
3	大隈 優子	上富田町母子寡婦福祉連合会	委員長
4	小川 由合	上富田町商工会・企業代表者	
5	寛座 公男	上富田町ボランティア連絡協議会	
6	平 香代	上富田町商工会女性部	副委員長
7	中井 雅子	JA 和歌山県女性会 上富田ブロック	
8	中本 郁	上富田町小・中学校長会代表	
9	西崎 杏佳	西牟婁振興局健康福祉部	
10	林 弘子	上富田町赤十字奉仕団	
11	北條 哲生	上富田町人権推進委員会	
12	宮内 一裕	上富田町教育委員会教育長	
13	森 規久美	上富田町生活研究グループ	
14	山本 敏章	上富田町副町長	

(五十音順、敬称略)

(顧問)

No.	氏名	所属	備考
1	中井 照恵	上富田町議会議員	
2	平田 美穂	上富田町議会議員	
3	家根谷 美智子	上富田町議会議員	

(五十音順、敬称略)

第3次上富田町男女共同参画基本計画（わくわく×スマイルプラン）

令和8年3月

発行：上富田町

編集：上富田町 福祉課

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763

電話（代表）0739-47-0550 FAX 0739-47-4005

URL：<https://www.town.kamitonda.lg.jp/index.html>

Waku Waku
Smile
Plan

